

平成22年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成22年12月14日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第4 議案第68号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第5 議案第69号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第6 議案第70号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第15 報告第10号 出納検査結果報告について
- 第7 一般質問

○出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八木欽光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
上下水道課長	竹村治実君
会計管理者	三好寿一郎君
教育長	山田日出夫君
管理課庶務係長兼学務係長	田村康晴君
社会教育課長	小野良次君
社会教育課業務監	元谷隆人君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

◎開会の宣告

- 議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。
それでは、定刻になりました。
ただいまから、平成22年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。
本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。
なお、上野管理課長に代わり、田村庶務係長が出席いたします。

◎開議の宣告

- 議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

- 議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。
本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。
なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が3件、諮問が1件であります。その他、認定が7件、報告が1件であります。
以上であります。
○議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番、佐藤静基君、2番、河端芳恵君、3番、山本朝英君、4番、川村進君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月16日までの3日間といたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

- 議長（橋本憲治君） ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。
町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会の招集のご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本定例町議会に提案しています主な概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと思います。

まずは、各会計の補正予算についてですが、一般会計につきましては、7,682万4千円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容につきましては、総務費では、財源調整による財政調整基金と寄付金に伴う、地域活性化基金への積み立て。

民生費では、出産件数の増加に伴う国民健康保険会計への繰出金、平成21年度医療給付費の確定に伴う負担金の追加。

衛生費では、新型インフルエンザ予防接種の対象者を生活保護者及び住民税非課税世帯に属する人の接種費用を全額助成することに伴う増。

農林水産業費では、草地整備改良面積の増加に伴う畜産担い手育成総合整備事業費の増。

教育費では、訓小の全道リコーダーコンテスト参加に伴う派遣費の増。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、一般会計への繰出金のところでも説明しましたように出産件数増が見込まれる出産一時金と平成21年度特定健診等の実績に伴う超過分の国及び道返還金など、372万6千円の追加補正。

介護保険特別会計につきましては、認知症対応型共同生活介護利用者の介護度が変わったことにより、介護予防給付費への変更を同一款内で行う予算補正。

次に、任期満了に伴う、人権擁護委員1名の推薦に係る諮問について、提案させていただいているところでございます。

以上、議案3件、諮問1件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。まして、本定例議会の招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、9月定例議会において、小林一甫議員から一般質問で次期町長選挙の出馬の考え方についてのお尋ねがございました。私自身は遅くとも年内に所信をはっきりさせたいと答弁をしたところでございますので、今回、多少の時間をいただき、次期出馬にあたって、私の所信表明を申し上げたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

深見定雄前町長から平成19年5月に町政を引き継ぎ、私自身のマニフェストでございます「みんなでつくる訓子府の元気」「住み慣れたまちに住み続けられるまちづくり」を掲げ、9つの緊急提言と厳しい財源状況を踏まえて、町長給与の引き下げと当面、副町長を配置しないことをお願いから約束への決意を表明させていただきました。マニフェストの詳しい内容は、次期3月定例議会で総括を述べさせていただこうと考えているところでございますが、現時点での達成度、到達点の概要をここで簡単に紹介させていただきます。

掲げた9項目のうちのみ第1の財政分析から財政再建計画を推進し、企業会計制度に学び、バランスシートの作成についても掲げましたが、特に、バランスシートについては、まもなく町民に発表することができる状況にあるものでございます。また、財政再建計画等につきましては、議員のご理解もいただきながら、今日の財政状況に達したという

状況でございます。

第2の(仮称)町民基本条例の制定につきましては、まちづくり推進委員、まちづくり推進会議の設置はご存じのとおり、この点についても現在進行中であり、新年度からスタートさせる考え方で担当課に指示を行っているところでございますが、将来的には住民投票条例の制定も私自身は視野に入れているところでございます。

第3の町民なんでも相談室でございますが、これは、福祉保健課に担当を配置し、順次、この4年間、相談業務を進めているところでございますし、夜間町長室の開設、すなわち、広聴活動の強化の基本として、毎月第3水曜日に開設しているところでございますが、この点につきましても、順調に町民の方へこの相談室が位置付けられたと認識し、進めているところでございます。

第4の地域単位の高齢者見守りシステムについては、高齢者福祉の充実に向けて、ボランティアセンターの設置をはじめ、高齢者等緊急医療情報キットの配付や高齢者等移動手段の確保など各種事業を進めているところでございます。

第5の健康、医療、福祉に必要な支援体制の充実については、各種健診の充実や特定疾患患者等の通院交通助成を新たに始め、さらには専門職員の配置を順次進めているところでございます。

第6の子育て支援センターの開設と保育時間の延長については、保育時間の延長を実施。今年7月からは、子育て支援センターの開設に踏み切り、既に障がい児保育、さらには、その拡充に努めているところでございます。

第7の食育を進め、栄養教諭の配置につきましては、既に学校栄養士を栄養教諭として任命し、地元食材を取り入れた食育活動を学校、そして地域の皆さんとともに進めているところでございます。

第8の農業、商工業、自営業などの実態調査と消費者も参加する(仮称)地域経済懇話会の設置については、各研究機関等による商工業振興調査の実施や北海道大学農学部によるサテライト研究員の配置、各懇談会の開催、元気なまちづくり総合補助金等の新設、緊急雇用対策、旧訓子府駅舎による地域活性化の取り組みを積極的に展開しているところでございます。

最後の第9の町民と行政との協働については、特に、町職員の奉仕と住民活動への支援は、ボランティアセンターの設置、さらには、町内会、実践会に地域担当職員を配置し、それぞれ少しずつではございますが、順調な成果を上げつつあるところでございますし、ボランティアセンターの設置については、社会福祉協議会が担当し、その活動の拡充、強化を進めているところでございます。

9月の定例町議会で小林議員からマニフェストの達成度は、どれくらいかというご質問がございました。私は80%程度と回答させていただいたところでございます。すなわち、深見町政の産業、福祉、教育等の各種施策を後退させない。着実な財政運営を実行してまいりましたが。しかし、道半ばの思いでいっぱいなのが、私の心境でございます。改めて、平成28年度までの第5次訓子府町総合計画「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち～子どもの歓声がひびくまちづくり」の実現とすべての町民にやさしい安心のまちづくりの具体化に向けて決意を新たにしているところでございます。先に開催しました私の後援会総会においても、農業農村整備事業をはじめ、道路改良、維持の

強化、幼稚園と保育園を統合した子ども園の建設、児童の放課後対策の拡充、新しい図書館の建設、さらに、誰もが安心して住み続けられる特別ケアハウスの建設、そして、子宮頸がんワクチンをはじめとする各種ワクチンの全額補助、財政状況も見ながら、子どもの医療費の無料化、環境に配慮した新エネルギー政策の具体化と支援等々の実現に向けて、2期目も最前の努力をしたいと決意を述べたところでございます。体調につきましてもおかげさまで前日の健康診断でも良い結果が出ましたので、平成23年4月の町長選挙へ立候補し、現在、熟成中であります元気の出るマニフェストパート2による新政策を皆様に提案し、改めて町民の皆様の審判をお受けしたいと考えているところでございます。現在、残された任期を全力で走り続けている最中でありますので、不十分ですが、現時点での次期町長選挙立候補の決意の所信表明とさせていただきます。

◎諮問第2号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第3、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書13ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 諮問第2号、13ページをお開きください。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人事案件でございますので、私からご説明を申し上げます。

既に、議案書に名前が記載されておりますが、町内日出の細川美重子さんを人権擁護委員としてご推薦をさせていただきたいと思っております。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条の規定により、議会の皆様のご意見をいただく訳でございますが、現在本町には2名の人権擁護委員が委嘱されております。そのうちのお一人でございます白崎照子さんが平成23年3月31日をもって、任期満了となります。つきましては、白崎照子さんの後任として、細川美重子さんを人権擁護委員として推薦いたしたく、ご意見を願いますのでございます。

細川さんにつきましては、議員の皆様は、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、ここで簡単に略歴を紹介させていただきます。

(経歴等掲載省略)

人権擁護委員としましては、はじめてでございますが、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律の知識及び技術の習得に努め、積極的態度をもって、その職務を遂行していただけるものと思っております。

なお、任期につきましては、3年間でございます。

以上、細川美重子さんを推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

討論については、議会運営基準に基づき省略し、直ちに採決いたしたいと思いを。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決いたしたいと思いを。

これより諮問第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第68号、議案第69号

○議長(橋本憲治君) この際、日程第4、議案第68号、日程第5、議案第69号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第68号から順次説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長(山内啓伸君) 議案第68号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように7,682万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ40億4,338万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、後ほど3ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に第2条では、地方債の補正について定めており「第2表 地方債補正」によることとしております。

2ページ下に第2表がございますのでご覧をいただきたいと思いを。臨時財政対策債につきましては、本年度の普通交付税確定に伴い決定した発行可能額に基づき限度額を7,006万2千円増の2億3,806万2千円にしようとするものであります。

ここで、5ページにあります地方債の年度末現在高の見込みに関する調書をご覧ください。右端の欄の下から3行目にありますように、平成22年度末の現在高見込額は、53億9,487万1千円となっております。

続きまして、3ページの歳入歳出予算補正 事項別明細書の歳入について説明を申し上げます。

まず、14款、2項、3目、衛生費道補助金の1節、衛生費補助金107万4千円の追加につきましては、後ほど歳出で説明いたします新型インフルエンザワクチン接種に対する補助金であります。

その下の4目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金につきましては、公社営畜産担い手育成総合整備事業費の確定に伴い、1万9千円を追加補正するものであります。

次に、16款、1項、2目、総務費寄付金で、総務費指定寄付金として、400万円を計上しておりますのは、東町、坂本美江子様及び穂波、蓑島勇様から「町の活性化に役立ててほしい」として、ご寄付がありましたので、ここに計上するものであります。同額を4ページの地域活性化基金に計上させていただきます。

19款、4項、1目、受託事業収入の2節、畜産担い手育成総合整備事業収入の166万9千円の追加につきましては、事業費確定に伴う受益者負担分の増による追加計上であります。

次に、20款の町債につきましては、7,006万2千円を追加するものであります。先ほど、2表の地方債補正で内容を説明しましたので、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

続きまして、4ページの歳出について説明をいたします。

まず、2款、1項、1目、一般管理費の経費区分10、各種基金積立金として、7,188万2千円の追加は、歳入で説明したとおり寄付金の積立と今回補正の財源調整であります。

ここで、資料1をご覧ください。今回の基金積立等による年度末の一般会計の基金保有額は、右下から5段目になりますが、21億7,699万3千円の見込であります。

次の2項、2目、賦課徴収費の経費区分1、賦課徴収経費として、7万3千円の追加は、来年1月から所得税確定申告書が電子データ送信になることから、導入費及び保守費を増額とするものであります。

次に、3款、1項、1目、社会福祉総務費の経費区分2、国民健康保険特別会計繰出金として、186万6千円を追加計上しておりますが、出産育児一時金繰入金について、出産件数が当初の想定であります20人を上回る見込みであることから、7人分を追加するものであります。

その下の2目、老人福祉費の経費区分12、後期高齢者医療費として、37万7千円の追加は、平成21年度療養給付費負担金の額の確定によるものであります。

次に、4款、1項、2目、予防費の経費区分2、予防接種事業では、まず、高齢者インフルエンザ予防接種の減額は、新型インフルエンザ接種に当たり生活保護に属する者及び住民税非課税世帯に属する者の費用が全額助成されることとなったため、当初、高齢者インフルエンザの一部助成として、約1,100名分238万3千円計上しておりましたが、一定数、全額助成へ移行することが想定されるため、760名分163万4千円とし、差額の74万9千円を減額するものであります。

新型インフルエンザ予防接種の新規計上は、1回接種補助該当者を423名、単価3,150円、13歳未満の2回接種補助対象者を38名、単価5,700円とし、155万円の計上であります。

その下の扶助費、4万9千円については、償還払いを24名分と想定しての計上であり

ます。

次に、6款、1項、4目、畜産業費の経費区分2、畜産振興事業では、公社営畜産担い手育成総合整備事業の草地整備改良事業が、18.55ヘクタール増となったことにより168万8千円の追加計上ではありますが、事業の詳細は別紙2の一般会計補正予算に係る投資的事業に記載されておりますので、後ほどご覧ください。

最後に、10款、5項、1目、社会教育総務費の経費区分3、青少年教育推進事業の大会派遣費8万8千円の追加につきましては、来年1月に札幌市で開催される第25回全道リコーダーコンテストに、訓子府小学校が管内5校の推薦枠に入りましたことから、参加に要する経費の一部を補助するものであります。

以上、総額7,682万4千円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第69号の説明を願います。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） それでは、議案書の6ページをお開きください。

議案第69号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように372万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,461万4千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の7ページにあります第1表歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、8ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、8ページの歳入について、説明をさせていただきます。

まず、2款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目の1節、出産育児一時金補助金につきましては、出産育児一時金の暫定上乘せ分4万円の2分の1が国から補助されますので、当初予算では、20件の見込みで計上しておりましたが、決算見込みによりまして、7件ほどの増が見込まれますことから、増える7件分の14万円について追加するものであります。

次に、8款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、まず、平成21年度に交付を受けました特定健康診査等負担金と出産育児一時金補助金につきまして、それぞれ額の確定通知に伴いまして、国、道への返還金が生じたことから、その財源に充てるため78万5千円。

また、今年度分の出産育児一時金の支給件数増加にかかる分ですが、交付税で措置されない残りの38万円の3分の1の額と暫定上乘せ分4万円から国庫補助金を差し引いた2万円の3分の1の額、これを合わせました7件分、93万4千円。

さらに、医療機関への直接支払制度にかかる支払手数料としまして、1千円を繰り入れるものでありまして、これらを合わせまして172万円を追加するものであります。これによりまして、資料1にありますように国保会計の平成22年度末基金保有見込額は、958万6千円となる見込みであります。

次に、2項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金の2節、出産育児一時金繰入金につ

きましては、交付税で措置されます38万円の3分の2の額と暫定上乘せ分4万円から国庫補助金を差し引いた残りの2万円の3分の2の額につきまして、一般会計から繰り入れをするものですが、年度末までの見込み件数が7件増えたことにより、186万6千円を追加するものであります。

次に、9ページの歳出について、説明させていただきます。

歳入の説明と多少重複しますが、まず、2款、保険給付費、4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金の19節、負担金、補助及び交付金につきましては、歳入で説明しましたように決算見込みにより、当初予算計上の20件を7件ほど上回ることになりましたことから、増えます7件分として、294万円を追加するものであります。

また、2目、支払手数料の12節、役務費につきましては、被保険者等が医療機関窓口で出産費用を現金で支払わなくて済む直接支払制度にかかるものであります。支払件数の増が7件ほど見込まれますことから、その支払業務を委託している審査支払機関の国保連合会に対する支払手数料として、1千円を追加するものであります。

次に、10款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、3目、償還金の23節、償還金、利子及び割引料につきましては、平成21年度に国等から交付を受けました負担金と補助金の額の確定通知に伴いまして返還するものですが、まず、国庫支出金返還金についてですが、特定健康診査等負担金で32万3千円、出産育児一時金補助金で14万円の返還金が生じたことから、合わせまして46万3千円の追加。

それから、道支出金返還金につきましては、特定健康診査等負担金の返還金、32万2千円を追加するものであります。

以上、平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第68号、議案第69号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第70号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第6、議案第70号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書10ページでございます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の10ページをお開き願います。

議案第70号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出同額で予算総額は、4億7,999万2千円に変更はありませんが、保険給付費のうち、介護サービス等諸費の減額と介護予防サービス等諸費及び高額介護サービス等費の追加によるものであります。

第1条では、歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は第1表、歳出予算補正によることとしており、11ページに記載のとおりでありますので、ご覧をいただきたいと思います。その内容につきましては、12ページの事項

別明細書によって説明をさせていただきます。

第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第3目、地域密着型介護サービス給付費につきましては、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム入所者に対する給付であります。当初、18名を見込んでおりましたが、このうち1名の入所者の介護度変更により、介護予防給付へ移行したことにより、154万5千円の減額を見込むものであります。

第2項、介護予防サービス等諸費、第3目、地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、介護サービス給付を受けていた1名が予防給付に移行したことにより、148万円を追加。

また、第4項、高額介護サービス等費、第2目、高額介護予防サービス費につきましても、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用月数の増に伴い、6万5千円追加するものであります。

以上、平成22年度訓子府町介護保険特別会計補正予算について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第70号に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議事日程の変更

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第15、報告第10号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第15、報告第10号を先に審議することに決定いたしました。

◎報告第10号

○議長（橋本憲治君） 日程第15、報告第10号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書28ページでございます。職員に朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の28ページをお開き願います。

報告第10号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成22年12月14日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条第1項による例月出納検査を、平成22年10月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成22年10月12日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの29ページ、30ページの表につきましては、説明を省略させていただきまして、31ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年11月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成22年11月12日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの32ページ、33ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、先ほど追加で配付させていただきました12月分の例月出納検査結果報告について、ご報告申し上げます。34ページでございます。

出納検査結果報告書

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年12月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 橋本憲治様

平成22年12月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの35ページ、36ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

時間が相当余っておりますが、一般質問が午前11時からになっておりますので、この

時間を利用いたしまして、追加議案が提出されておりますので、議会運営委員会を開きたいと思えます。11時から一般質問を行いますので、ここで、暫時休憩し、午前11時より再開をしたいと思えます。ご参集をお願いしたいと思えます。

休憩 午前10時15分

再開 午前11時00分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第7、一般質問を行います。

質問は通告書により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問・答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

2番、河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 2番、河端です。通告書に従って、大きく2点、町長に質問いたします。

はじめに、安心・安全な町づくりの進め方について伺います。

町長は、就任以来一貫して「誰もが安心して暮らせる安全な町づくり」を掲げています。

誰もが「安心して子どもを産み、歳をとっても障がいを持っても、住み慣れた地域で暮らしたい」そう願っています。

より安心して生活するために、さらなる取り組みについて伺います。

①、9月に大規模な防災訓練がありましたが、それを受けて、町ができることと町民がしなければならないことなどの課題の検証はできていますか。

また、さまざまな事故や危険に対応する危機管理体制は十分ですか。

高齢者・障がい者などの災害弱者への支援、周知方法などのソフト面の整備はどのように考えていますか。

②、銀河線跡地の売却が済み、町が所有する跡地が確定しました。

駅構内を横断する計画の幸町線は、既に実測線調査が済んでいますが、国庫補助金の関係で、平成23年度以降の整備とのことですが、旧駅舎周辺の整備計画をどのように考えていますか。

③、南12線と相内線の交差点は、点滅信号機がついていますが、相内線側には速度規制がなく、猛スピードの車も多く、ひやりとさせられることがあります。

特に、朝の登校時には、通勤の車と重なり危険です。信号機の設置、横断歩道、速度制限などの安全対策をどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、河端議員から「安心、安全な町づくりの進め方」について、3点のお尋ねをいただきましたので、ご答弁をさせていただきます。

1点目の9月27日に実施いたしました訓子府町防災総合訓練につきましては、大規模な災害を想定し各防災機関が共同した中で、地域住民と一体となり災害時における防災活動を円滑に行うため、情報伝達やさらには応急対策などの訓練を実施し、技能の向上と地域住民の防災思想の高揚を図ることを目的として開催をさせていただいたところでございます。

本年の訓練には、訓子府消防団、北見地区消防組合消防署、北海道北見警察署、訓子府駐在所、交通安全指導員会などの防災関連機関と東幸町、末広町内会の皆さんや中学校、幼稚園など384名の参加協力をいただいたところでございます。平日の早朝にも関わらず参加いただいた皆様にはこの場をお借りしてお礼申し上げますところでございます。

さて、ご質問にございました「町ができることと町民がしなければならないことの課題の検証」についてでございます。訓練1カ月後の10月28日に各機関の代表者の方にお集まりいただき訓練本部会議を開催し、住民の防災意識向上が図れた、冬期間の訓練の必要性や大規模災害時の地域での役割などさまざまなご意見をいただいたところでございます。

一般論となりますが、過去に大規模な自然災害に遭われた地域では、被災時の行政の迅速な対応は難しく、自ら避難する自助、自ら避難できない人を地域などで助け合う共助、地域などでも救助できない場合の公助が必要と言われているところでございます。本町でも共助のシステムを構築していくことが課題となっているところでございます。今回訓練に参加いただいた東幸町と末広町内会は、独自に災害時要援護者の計画を策定しているなど先進的な活動を進められており、今後他の町内会等にも広がっていくことを期待したいと思っております。

幸いにも、本町は自然災害が少ない恵まれた町であります。その環境に油断することなく「平時の時こそ有事の備えを」の教えのとおり、住民の生命、財産を守ることに努めてまいります。

次に「さまざまな事故や危険に対応する危機管理体制」につきましては、交通事故、火災や農作業事故等の救助要請で119番通報されますと北見地区消防組合通信司令から防災担当者の携帯電話へメールで位置情報と簡単な内容が伝送され、担当者が現場へ急行し、状況把握、被害状況や二次被害防止の措置などを行い被害拡大防止に努めているところでございます。

また、大規模な事象に関しましては、訓子府町地域防災計画や訓子府町国民保護計画により全庁的な対応をすることとなっているところでございます。

次に「高齢者・障がい者などの災害弱者への支援、周知方法などのソフト面」につきましては、本年度から整備を始めた災害時要援護者支援計画に基づく、災害時要援護者の台帳登録を実施しているところであり、今後個別計画の策定に際して、先ほど申し上げた町内会単位の計画と整合させ、実効性の高いものを策定するよう検討しているところでございます。

また、災害時の周知方法につきましては、町広報車による広報や実践会地区での農業情報システムを利用した周知などに努めるところでございます。

2点目の「旧駅舎周辺の整備計画の考え方」についてでございます。幸町線につきましては、既に線形調査を含めた実測線調査を行い、バスの乗り入れに係る安全性の確保等の

課題について十分対応できるという判断をしたところであります。

旧駅舎周辺整備につきましては、駅構内を縦断する計画の幸町線西側については、多目的広場、駐車場として現状面積を確保した中で整備し、銀河農園など南12線沿いについては、現状維持とする考えであります。

農業交流センター裏の旧ホームの整備につきましては、現在、砂利を敷いて整地し、イベント等で既に活用されておりますが、例えば、旧線路面をかさ上げしてホームと平坦化するなど、その整備手法について活用団体など広く住民と意見交換をしながら方向性を決定し、幸町線整備と併せて実施する考えであります。

実施時期につきましては、平成20年12月議会で、補助金返還が生じないよう平成23年度以降と答弁いたしましたが、補助制度が流動的なこともあり、現時点では平成23年度までに旧駅舎周辺整備計画を策定し、平成24年度以降の整備を考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

なお、農業交流センターの東側スペースについては、当面、現状維持とし別途事業での整備を考えているところでございます。

3点目の「南12線と町道相内線の交差点の交通安全対策」につきましては、過去にも交通事故件数が多く、重傷事故も発生し危険交差点として1灯式の信号機が設置されております。

また、平成18年のふるさと銀河線廃線時には3灯式の信号機と横断歩道などの交通規制施設設置を北見警察署長に要請していますが、信号機設置につきましては毎年度北見署管内で1基程度予算付けでございまして、北見警察署長、公安委員会の当該箇所への設置は、緊急性が少ないと判断されたことから、当面は町道相内線の速度規制を要請してきたところでございます。

しかしながら、本年度要請の際に、北見警察署長からの現地の状況や車両、歩行者通行量などから速度規制の実効性に疑問を出されたところであり来年度に向け、町で実施できる速度抑制対策を検討しているところでございます。

交通安全対策につきましては、信号機設置、横断歩道や速度規制など法的に規制するものは、北海道公安委員会が設置をするものでございまして、本町では町内会、実践会などと連携し危険地区の特定と交通規制実施を要請しているところであります。

交通事故は、過失の伴うものであり交通安全対策は運転者のモラルによるところが大きな部分を占めており、毎年6期60日間の交通安全運動期間や毎月の広報等を通じ、注意喚起を促しているところでございます。

また、歩行者等の交通弱者、特に通学生には事故に遭わない、遭わせないため学校を通じた交通安全教育を充実させるよう努めてまいります。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 町長からお答えがありましたが、防災訓練のことについて、あの日はたまたますごくいい天気でも温かく雨も降らずよかったのですが、阪神淡路大震災のようにこの地域で冬場に地震があった場合を想定するとゾッとするものがあります。町で備蓄している食料、毛布などはどの程度あるのかお聞かせください。

また、私も訓練の時は、一避難者として身近なものをリュックに詰め、近所に声をかけ参加させていただきました。やはり、一番重要なのは、隣近所の見守りだと思います。その関係で言いますと今、東幸町と末広町で弱者安全マップというのが作られています。やはりその中でも個人情報の関係でいろいろ難しいことはありますが、備蓄の点と弱者把握のマップ作成に対して、町ではどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） ただいま、防災の関係で2点の再質問をいただきました。まず、備蓄資材の関係なのですが、議員の言われるとおり冬期の部分での備蓄については、非常に少ないというのか、現在備蓄している部分については、毛布程度を備蓄をしているところでございます。

それと冬期間の部分については、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり本部会議の中でも各委員から、冬期訓練の必要性、備蓄の必要性等々が言われておりますので、今後、備蓄の部分は検討してまいりたいと思います。

それと2点目の高齢者、障がい者等の見守りについては、個人情報保護も含めた対応の方法ですが、町長答弁にも申し上げましたが、本年から災害時の要援護者支援計画を3月31日に策定いたしまして、その中で俗に言う災害弱者の方々の名簿作成を現在実施しているところでございます。これにつきましては、緊急時キット配付事業に合せた中で実施してございまして、その意味では、件数も含めると膨大な数になるため、現在整備中でございます。それらを含め、安全マップというのか、防災マップの作成については、現在検討中であり、個人情報の部分などは、行政側の情報と町内会側の情報をどのようにリンクさせていくか等々を現在検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） ぜひ、そのようなことは、町内会と連携して実のある内容にしていただきたいと思っております。やはり、何かあった時に向こう三軒両隣というのが、一番大事で協力のできる場所だと思いますので、よろしく願いいたします。

また、何かあった時は、広報、広報車でまわることや、農村部にはFAXするということですが、瞬時警報システムなど国の補助で導入したものはありますが、何かあった時に防災会議を開き、それを広報するその辺のタイムロスなどいろいろなことに関する危機管理体制や、何かあった時には、どのように招集して、誰が招集して、どのように広報するのか。迅速な対応をするためには、どのようなことを考えておりますか。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 再質問の中で1点の質問をいただきました。住民への迅速な広報についてのご質問いただきましたが、議員の言われるとおり町長答弁にもございましたが、現在、本町でもっている部分につきましては、広報車の広報及び農業情報システム、FAX情報を使って広報をすることで、地域防災計画においても、進めてございます。本年、全国瞬時警報システム受信装置を整備するべく、この13日に入札を実施してございます。このシステムにつきましては、あくまで町が行政側の瞬時情報について、警報を受けるシステムでございまして、それを受け、平日の執務中であれば、瞬時に防災会議や国民保護計画の対策本部などを設置し、迅速に対応できることで認識してございます。

なお、休日の部分につきましては、各マスメディアというのか、テレビ、ラジオ等の部分を聞いたり、地震については、大きな地震であれば対策本部委員が即座に庁舎へ登庁し、対策本部を設置する等々を実施するように決めております。実施責任者については、どの事象においても町長であり、本部長として実施するということになってございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 国からの設置指示によることで、情報を受けるだけということですが、それをどのように活用するかということが、大きな問題だと思います。以前、北見の断水の時に訓子府の水は大丈夫かという質問をした時に訓子府は水が濁った時は、水道担当者にメールが入り、すぐ担当者が水を止めることなどの対応ができると聞いたのですが、やはり、いろいろな情報がきたとしても、休みで職員がいないからということの体制は、どうなのだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 再度、情報の部分でご質問がございました。あくまで、休日という部分でいきますと登庁していないのですが、そのような事象については、瞬時に全国瞬時警報システムも各テレビ局等々とつながってございますので、その情報を見て即座に登庁することとしております。それと全国のシステムについては、あくまで数秒間の違いであるのご理解いただきたいと思います。消防庁長官が瞬時にボタンを押して全国に連絡が来る。その他に北海道が持っている防災FAX、別な内閣府でもっているシステム等々がございますので、ありとあらゆるところから情報が入ってくることにしているとご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） ハード面は整備されてもソフト面では、かなりいろいろな面をこれからも整備していかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、幸町線のことでお伺いいたします。今、相内線のからみで南12線ができてきましたが、この駅周辺の整備とそれから道路の整備は大きく関わっていると先ほど町長から東側は現状維持、西側に新たな駐車場を設けるとのお話がありましたが、23年度以降に具体的な計画をし、24年度以降に実施することで、まだいろいろな声を聞いたりすることは、整備する期間まではまだあると思いますので、よろしく願いします。また、あそこは私もよく通りますが、あそこにまた道路がつくと、交通安全上、かなり危険なこともありますし、やはり駅裏を一体化した町の顔として、どのように形にするのか、まちづくりの一つとして考えていただきたいと思いますので、よりよい街並みになりますように希望いたします。

次に南12線と相内線の交差点ですが、私は何回も総務課とも町長にもお話をして、またかと思われているかもしれないのですが、私は何回も事故発生現場に出くわし、警察に電話をしたり、いろいろなことがあったものですから、本当にあそこは怖いのです。見通しがないところを凄いいスピードで相内線から下りてくる車があるものです。南12線には40キロの制限があります。先ほど町長が公安委員会へお願いしたが、あそこはまだまだ対象ではないとの話ですが、実地調査は、どのようにされたのでしょうか。朝の登校時には、穂波団地から来るお子さんたちもいますし、かなり交通量が多くひどいものがありま

す。横断歩道がないので、あそこを渡るのは本当に危険です。重大な事故があった時には、なんでこんなところと思うところに信号機がよく設置されています。あそこには、せめてスピード規制とそれから横断歩道をぜひお願いしたいと思います。それと南12線には、いろいろなところに交通標識がありますが、普通、交通標識は、運転者の左側にありますが、一部運転者側ではなく、きっと風か何かで動いたと思いますが、道路と反対に向けて、何のための標識というのがあります。そういうものの点検は、どのようにされているのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 南12線と町道相内線の交差点の関係で再質問を数点いただきました。まず、実地調査につきましては、本町の場合、朝の登校時に月2回指導しております交通安全指導員等々からの情報を得る中で進めている部分と職員が、何日間かけてずっと調査しているような実態はございません。合わせて先ほど町長答弁でも申し上げましたが、交通規制に関する部分については、公安委員会及び北見警察署の所管になりますので、我々自体は各町内会・実践会と連携した中で、各種の要望をしているのが実態でございます。それと2点目の横断歩道と速度規制についてですが、この横断歩道につきましては、警察署や公安委員会では、あくまで3灯式信号の交通規制がないところに横断歩道は設置できないと言われております。おそらく統計上とは思うのですが、歩行者が優先的な意識を持っており、それに伴って自動車運転者が優先的な意識を持ちながら進みますので、どうしても歩行者対車の交通事故が多いことで、信号の制御がなければ横断歩道は現在つけていないこととございます。それと交通規制の速度規制の問題なのですが、これにつきましては、本年、町長が北見警察署に要望した際に、先ほど答弁で申し上げた実効性に疑問があるということなのですが、当然ながら単純に看板を40に書き替えてもそれを守っている人がどれだけいるのかという警察署の問いかけもございまして、あくまで速度規制しているところは、実行速度が規制より10キロオーバーというのが実態と言われ、その意味からもう一つ警察としては、速度取締を同時にやらなければ、効果が上がらないと言われております。警察署としては、現在の町道相内線クラスの路線については、ずっと付きっきりの速度規制の取締を実施する状況にはないとの回答をいただいておりますので、先ほど答弁で申し上げたとおり町ができる速度抑制対策を来年度以降、検討してまいりたいと思います。それと4点目の規制看板の部分でございますが、左側にあるべきものが右側にある。これは、うちのほうで再度点検をいたしまして、所管である公安委員会に修繕するように要望してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 3灯式の信号機のあるところでなければ横断歩道は設置できないことと、今、業務監が言われたように歩行者側に優先意識をもって事故が発生していることも考えられないことはないと思いますが、これから幸町線ができるあの近くに横断歩道が南12線に1つあります。それと速度規制ですが、ここしばらく事故はなかったのですが、最後に目撃してすぐ現場に行った時の事故は、南12線の東側、北見側から帰って来た人が一時停止をして、左右を見て進み、そこに旧相内線側からスピードを上げた車が来た。その方は高齢でしたので、左右を確認して進んだ段階でスピードのある車に間に合わ

なかったということなのです。それで何回もしつこいぐらいこの件については、町長にもお願いしております。やはり、あの場所は危険な場所ということで、地域の方々からも何とかならないのかとの声が多く寄せられております。何かあってからでは遅いので、これからは安全対策をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1点目の質問に対して総括的な答弁をさせていただきたいと思っております。

1つは、幸町線を南北縦断し、停車場線につなげていくことの構想は、私が町長になってから間もなくお話をしました。鉄道によって、南北が妨げられていた部分を何とか解消したい。それは私どもの中では、ある意味での図面と公安委員会等々にこれで大丈夫かということのご了解を得て、ただ補助事業の関係で23年度以降でなければ整備できないことは、前にもお話したとおりです。

1つは、議員ご指摘のとおり東幸町、西幸町等々の該当する町内会と改めて、その必要性と整備の考え方について、住民の意見を問わなければならないということが、まず1点です。

それから、バスの停留所等の関係で停車場線をぐるっと今は360度まわるような形ですが、バスの停留所を移設しなければなりませんので、これは北見バスとの協議も必要になってくる等々を含めていくと23年度については、それらを具体的に進めるためにはまず、1年間の時間が必要になると思います。それから24年度以降というのは、できるだけ24年度に向けて実施努力をしまいたいというのが今の基本的な考え方です。

もう1つは、東側に今、土地改良区の用水路があり、その道路を何とか前に突き抜けるようにしてほしいとの要望がありました。今回それは東幸町の佐藤さんの家のあたりを含め整備し、南12線へぶつけるようにして、この間完成したばかりで大変住民の方から喜ばれている。

もう1つは、南12線そのものが非常に老朽化といえますか、損傷がひどくなってきていますので、新設というよりは、補修をしたいが補修の財源として、例えば補助それから起債等が認められていない状況ですから、あの一番長い距離の整備も含めた今後のあり方を当然、検討していかなければならないというのが今の状況であります。それらを含めて、23年、24年度に向け順次検討を進めていく考え方です。

それから、もう1点ですが、東側をどうするかということです。これはまだ一体的に整備することもあります。私自身はもう少しの間、様子を見たい。私の個人的な考え方の中には高齢者施設あるいは障がい者の方々の施設を併設しながら、畑と併用し有効に活用できるような、青写真をつくっていく必要があると私自身は思っておりますが、これは必要性の問題と公がやっついていいのかということもあります。これから民間等々も含め、さらにもう少し具体的な検討が必要ということで、現状維持で答弁をさせていただいたものであります。

それから、信号の問題であります。実は、今年、警察署長に信号をつけるのにいくらかかるのか確認しました。1灯400万円とのことで400万円を町で出しましょうかという話をしたのです。いつまでも待たず危険ということは議会やいろいろな人からも言われていますので、町が400万円を出してあそこ遠藤商店のところの2カ所です。それな

らばできますかと話をしたら、それはうれしいことですが、一つの考え方としてお聞きしておきますが、そのような提案は今までない。しかし北海道が全道的、あるいは北見署管内全体の中で考えていくと警察が当然責任を持ち、公安委員会と協議しながら順次整備するというのが基本であり、警察で考えている時点では、まだ北見市やその管内の中では、あそこが早急な危険地域として、他と比較しても言えない状況なので、まだ付けることは言えないということを北見署長から言われました。私が毎回その話をするもので、そのような話の状況です。あくまでも設置するのは公安委員会や警察でありますので、粘り強く地域の声として、これからも声を上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） さまざまお願いしてきたことを町長も公安委員会でいろいろお願いしてくれており、それでもなおかつ、なかなか進まないという厳しさを感じましたが、やはり少しでも危険を避けるため、危険な箇所を無くすことで、これからもお願いしたいと思います。

次に、男女共同参画の考えについて伺います。

国は「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会をめざす」として平成11年「男女共同参画社会基本法」を制定し、市町村にも「男女共同参画基本計画」を定めるよう規定しています。

これは、女性の社会参加のための基盤整備の充実「安心して働ける、保育所や放課後児童対策などの子育て支援や、高齢者支援」など幅広い分野に及ぶものです。

この件に関しては、昨年3月議会にも同様な質問をしていますが、またかと思われるかもしれませんが、その後、どのように取り組んでいるのか伺います。

①、各委員会・審議会などの女性委員の数は増えていますか。

②、働く親・子の支援として、幼稚園・保育園の保育時間の延長がされましたが、留守家庭児童生活館との保育時間が違います。担当する課も違いますが、町としての子育て支援に十分な連携はとれていますか。

③、「男女共同参画計画策定」の考えはありませんか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、男女共同社会参画に関して3点のお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「各委員会・審議会など女性委員の数は増えているか」とのお尋ねでございます。平成21年3月の定例議会での各委員などの数と比較してお答えしたいと思います。

対象となる各種委員会や協議会など構成する団体は、全部で57団体、内女性がいる団体は32団体。委員等人数においては、総勢655名、内女性委員等141名で約22%となっている状況でございます。前回の時に比べ団体数では13団体減っておりますが、ご存じのように社会教育の各種運営協議会などが社会教育委員に統合されたことと介護保険計画策定委員会など計画策定のつど委員選定を行うものなどが減っている状況ですので、総体的に委員等の人数も87名減の状況になってございます。

このように減る要因があるにしても、総体に占める女性委員の構成率はほとんど変化ない状況ととらえていいと思います。

昨年もお答えしましたように、男性と比較して女性の比率が低いのは、決して女性の登用に門戸を閉じている訳ではなく、役職あてや団体推薦などの委員が依然多い状況が大きな要因と思われます。

今後においても、今まで同様各種委員の女性を登用する考えは変わりませんのでご理解をお願いいたします。

次に、3点目の「男女共同参画計画策定の考え」についてのお尋ねでございます。1点目と関連しますので、先に説明させていただきます。

議員もご存じのとおり男女共同参画計画策定は、都道府県においては義務化されており、市町村においては努力義務となっているところです。道内における男女平等参画に関する計画策定状況は、全道179市町村中34市町村で、その内市が26で、町が8カ所という状況にあります。

結果だけを見ると依然として全道及び管内においても計画策定は進んでいないのが現状でございます。

この法律には、男女共同参画社会を形成する上で、国及び地方公共団体とともに国民が行う取り組みの果たす役割が大きいと宣言されております。職域・学校・地域・家庭等あらゆる分野で、いろいろな立場から、お互いに責任を担い、協力することが責務であります。

このように非常に広範囲な責務を意識しなければならないことから個人や企業などのコンセンサスや熟成がないと男女共同参画に関する計画策定だけでは実効性の伴わない計画となり形骸化する可能性があります。

町といたしましても、計画を策定されていなくても基本理念に基づいたそれら活動や計画を阻害するものではありませんので、町はもちろんのこと関係機関、団体さらに個々の意識を高めるため町民総意の活動、意識の高揚を期待しているところでございます。

なお、議員もご存じのとおり第5期の町総合計画においては、男女共同参画の計画書をこの5期の間、平成28年度までに策定すると断言する文言を入れておりますので、十分私は認識をした上で今の状況と行政の姿勢として、住民の高揚を期待し、計画化を進めていくのが、是ではないのかとの考え方にたっているものでございます。

次に、2点目の「幼稚園、保育園の保育時間の延長がされたが、児童生活館との保育時間が違うことから、町としての子育て支援に十分な連携はとれているのか」とのお尋ねでございます。幼稚園、保育園につきましては、平成20年4月から朝と帰りの時間を30分ずつ延長し、帰りの時間を午後6時30分としているところでございます。

児童生活館は、平成17年4月に帰りの時間をそれまでの午後5時から、保護者の要望を受け午後6時に延長してきた経過がございます。その後、春休みの保育なども実施してきております。

幼稚園、保育園と児童生活館はその設置目的も違いますが、今後も児童生活館へ通所されている児童の保護者から意見を聞きながら検討してまいります。当面は現状のままと考えているところでございます。子育てに関しては、今後も所管する教育委員会と福祉保健課をはじめ、関係課との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 今、お答えいただきましたが、この基本計画というものは、つくればいいというものではなく、やはり男女共同参画という基本理念の中には、子育て支援も女性高齢化対策も全部含まれています。そのようなことでお伺いしました。それで、まちづくり委員会の後に、今度、新しい枠組みで4月からスタートするまちづくり名称は忘れましたが、それについて、とても気になったのが、各町内会、実践会からの推薦でその委員が構成されることなのです。私はぜひ女性も入れていただきたい。町内会、実践会から女性を推薦するのは、なかなか難しいことではないのかと思いましたが、あえてこの件についてお伺いしました。男女共同参画社会基本法の中には、第3条として、人権の尊重、男女の性別による差別はされない。また、第5条の中に、政策等の立案及び決定の共同参画。そして、この中に努力目標として2020年までに少なくとも30%の女性が参加する場をほしいとの規定もあります。そして、前にお伺いした時、やはり女性も意識を持ち、もっと頑張ってもらいたいと町長からお答えがありました。そのためにもやはり女性が学ぶ場、研修をする場、いろいろなところに行き、話を聞いたり意見を言える場が必要であると思います。訓子府にはかなりいろいろな女性のすばらしい方がいます。やはりそのような方たちをリーダーとして、いろいろな女性の意識の底辺拡大を進めていただきたい。人口の半分以上は女性ですので、町の施策にもやはりいろいろな意味で女性の声を届けていただきたいと思います。ますます高齢化が進んでいますし、先日、ボランティアで、75歳以上の独り暮らしの高齢者にカステラを手作りし、あとはティッシュを持ち、寒い冬を乗り切ってくださいということで訪問しました。その時、約120名いる75歳以上の独居者の中の約8割、100名近くは女性です。やはり、これからますます高齢化して独り暮らしになる女性が増えてくると思います。その女性は、年金も決して多いとはいえませんのでその女性もこの住み慣れた町で安心して一生を終えられるようなこともこの男女共同参画の思想の中には入っておりますので、それも含め、計画をつくる以前にその思想を町政に反映していただきたいと切に願います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私自身も河端議員の女性の登用については、否定するものは何ものもありません。そして、すばらしい力と能力を持っている方が町内に、ある意味では、男性以上におられることもよく知っております。先ほど言いました団体のうちで、例えば、団体、委員会であれば、私自身が任命し、推薦をする。例えば、今回の教育委員や、人権擁護委員の任命は、私自身がある意味では推薦する。これは、明らかに男女がきっこうし行政的に配慮しながらやっている。しかし、各職場や団体からご推薦を願うことは、例えば、今回の男女共同参画というよりも、まちづくり推進会議の推進委員のメンバーを推薦することで、町内会や実践会のさまざまな意見を吸収しながら、個人的な発言も含め、ぜひ、全町的な立場で意見を言ってくださいという時には、圧倒的に男が多いのです。これを我々行政が、女性に門戸を開けていますが、それを行政の姿勢だけで言えるかという問題です。私はいつも疑問に思います。私は過去20年間、教育委員会社会教育課職員として、婦人行動計画を始め、かなり関わってきた一人でございますから、その法の

整備や考え方等々については、理解している一人だと自負しているところです。いずれにしても住民自身はその意識でどうなっただけのかということとは抜きにして、この計画化や女性登用を私どもが女性を半分以上推薦してくださいという考え方になるかどうかは、少々、現時点では疑問を感じますので、そのところは、女性の皆さんも町内会、実践会や住民のさまざまな活動の中で女性の登用の声を行政に届ける。あるいは実践する。そして、大体、委員をお願いしに行くと、主人と相談しなければいけない。私ではなくて男の方がというのが、多いのも現実であります。私どもで自分たちが任命する委員については、非常に努力し説得してまいります。むしろ、私は住民の高揚、醸成を期待したいというのが、今の立場でございます。それにしても総合計画で平成28年度までに実施する計画をつくると言っている訳ですから、これは残されたあとかなりの年数はございますが、私ども行政も住民の方は、もちろん議員も一緒になり、そのような喚起を促していくことの中で計画を進めていくのが、私は上等な進め方ではないかと理解しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 計画をつくるだけでなく、思想をきちんと持っていていただきたい。そのために女性に権利ばかり主張するのではなく、もっと学習しいろいろな場に対応するだけの力量を備えてという町側のお話かもしれません。それは、女性としてもやはりそれに応えられるだけの学習も積んでいかなければいけませんし、そのためにもいろいろな学習機会を与えてくださることをお願いいたします。

また、児童生活館のことでお伺いいたします。幼稚園、保育園は、昭和53年に幼稚園ができた時点で教育委員会が所管されて、幼保一元化を全国に先駆けて行ったと前々町長が自負していらっしゃいました。今、児童生活館は、福祉保健課が担当されておりますが、幼稚園、保育園の場合は、園長先生がおり、教育委員会が所管されておりますので、学校などとの連携もスムーズにしていると思います。児童生活館だけが福祉保健課です。これは厚労省と文科省の管轄が違うことでいえば、今まで幼稚園、保育園も同様です。やり方はいろいろあると思います。

また、児童生活館も非常に老朽化しておりますし、これから空き教室を利用するなど、いろいろな構想もおありだとは思いますが、そのためにも子育て支援は教育委員会で行うようなお考えはありませんでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんから、私が答弁に立たせていただきますが、まず1点目の参画の問題であります。これは力を備えてこいと言っている訳ではないのです。男も女の人でも対等な状況を皆でつくっていきましょうということを言っているのです、これはご理解いただきたい。

今、北海道大学農学部と私どもでサテライトをやりながら、一緒にいろいろな活動を今展開しております。その1つに、独身の経営者、奥さん、女性たち、経営者と3つの調査を同時にし、かなり膨大な調査をこの度実施しています。一昨日からその報告会を行っており、昨日は確か女性が農業に実際関わっておられる人の調査結果を北大が実施していると聞いているところであります。今日は、経営者ということですが、それらでもやはり、女性のさまざまな課題とやらなければならない問題点なども明確になってきています。

これは改めて大学の研究機関が提案されたことについて私どもも真摯に受けながら、地域的な学習の機会として、これは社会教育でやるのか、どちらでやるかはわかりませんが、いずれにしてもこの住みよい農村社会をつくっていくために最善の努力、そして、女性の力をますます発揮していただける状況をつくっていききたいというのが、私の考えるところです。

それから、幼保一元化に関連しての児童生活館です。児童生活館というのは、留守家庭児童対策として、昭和45年に文部科学省が、1施設当たり5万円の補助金を出したころから始めたのが、きっかけでありますから、最初は教育委員会でした。私が昭和47年に来た時には、もう既に訓子府町で開設し、私も担当させていただきました。その中での考え方については、学童保育の考え方があり、厚生労働省で所管するということがあります。それからもう一つは、庁内の事務的なボリュームの問題。すなわち保育所は、本来、町部局なのです。それが53年度に幼保一元化をしたことによって、教育行政に事務委任している訳です。教育長に事務委任していることは、福祉保健課の業務よりも教育行政の業務が膨大に膨らんでいることもあり、見直しの関係で福祉保健課が児童生活館を担当しているのが経緯でございます。経過的に申しますと、もちろん小学校の先生方が後援会の役員にもなっていたり、特に保育所、幼稚園よりも日常的に放課後の子どもたちの関わりは、学校と連携を強化しているのが実態でございます。関連して今、私が冒頭に2期目の所信表明を申し上げましたが、その1つに学童の放課後対策を6年生まで延ばしながら、それをどのように進めていくかは、今、文科省に対して要望活動を続けているところでございますので、議員の言われましたように子育て支援を教育委員会が持つか福祉保健課が持つかもさることながら、違うセクションで統一した課を持つということも含め、検討がこれから必要になってくると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 先日、子育て中のお母さんたちと話す機会がありました。その方は転勤によって訓子府に来た方で、訓子府は子育て支援センターもでき、子育てするのに素敵な環境なので、ここで子育てをしたいという声を聞きました。定年され、訓子府に住みたい。いつか訓子府に戻ってきたい。そのような声をお聞きしましたので、やはり、そのような町をつくっていくことを目指していきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 2番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで、昼食のため、休憩いたします。

午後1時から引き続きまして一般質問を継続いたします。

皆さんのたくさんのご参集をお待ちしております。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。休憩を解き、会議を継続いたします。

午前中に引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、5番、小林一甫君の発言を許します。

5番、小林一甫君。

○5番（小林一甫君） 5番、小林です。通告に従いまして、一般質問をいたします。今回は、1点についてお伺いをいたしたいと思います。

道路整備についてでございますが、若富町の坂井スタンドから西富の28号まで1.4kmの道道の整備が始まります。町内の部分については、支障物件がかなりございますので、その処理の考え方について、さらに、若富町の南1条仲通りの整備について今後の考え方についてお伺いをいたしたい。

まず、1点目につきましては、支障物件については、いままでも歩道の上に電話の引込線の支柱、また、電気の引込線の支柱があり、除雪に支障をきたしておりました。

今回の道路拡幅事業の中で移設するなり、除雪が十分できるように、ぜひ配慮をお願いしたいことと今後の対応について、お伺いをいたしたい。

2点目は、若富町の南1条仲通りの整備については、町内会長から町に対して要望が出されていると思いますが、今後の整備の考え方について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 道路整備について、2点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の道道北見置戸線の整備工事の関連のことでございます。

私は町長に就任以来、北見置戸線の東西の延長については、歴代の網走土木現業所長、現在で申しますと網走総合振興局の副局長を通じて、地元の要望として、毎年のようにお願いをしてまいりました。とりわけ、西富、北栄、駒里実践会からの要望が特に強うございます西富の跨線橋の撤去については、交通安全上も非常に好ましくない。この山なりの道を平準化するべきとの声とさらには、町道と交差しておりますので、その解消も含めて、何とかしていただきたいとの要望を受けて、道庁の土木局長等々の幹部の人たちにも訓子府町としては、この北見置戸線の西側部分を早急に整備願うことを重ねて要望をしてまいりましたところ、今回、補正もしくは平成23年度予算で、この跨線橋の撤去を含めた整備を前向きに検討することで、地元説明会もスタートしたようでございます。その経過を踏まえながら、

まず、1点目の「歩道の除雪で支障となっている電柱などが、道道北見置戸線の整備工事に伴い、支障物件が移設され、除雪などが十分できるよう配慮ができているのか」とのお尋ねでございます。国道のない本町にとりましては、道道は地域間アクセス基幹的道路であり、特に主要道道北見置戸線につきましては、円滑な道路交通の確保のために重要な路線であることは今さら申すまでもございません。

道道北見置戸線の道路整備につきましては、訓子府市街地の街並み整備事業が平成14年度に完成し、さらには東町の曲線緩和事業が平成18年度に完成し、現在、日出地域及び西富地域の道路改良事業の整備が進められているところでございます。

中心市街地の西側端の若富地域から西富跨線橋までの拡幅整備の未実施区間、すなわち延長1.4キロメートルにつきましては、交通量も多く歩道幅も狭い状況から、それらの問題を解消する「拡幅整備の道路改良事業要望」と併せて、見通しが悪い「西富跨線橋の撤去」についても、道路管理者である北海道を始め、関係機関に強く要請してきたところでございます。

今秋になって、北海道より「国などの予算付けにもよりますが、早ければ次年度から着工の可能性があるとの事業化の見通し」が示されたところでございます。

議員ご指摘のとおり、特に若富地域は住宅が隣接し歩道幅が狭く電柱などの支障物件があることから、冬期間においては堆雪スペースの確保が難しい状況になっているところでございます。

この区間の道路改良工事による車道及び歩道の拡幅整備が進められれば、電柱などの支障物件も移設されて、堆雪スペースが確保され小型ロータリー車等による除雪が可能となることから、歩行者の安全確保のための適正な除排雪を行うことができるようになると思われま。

今後においても北海道と連携を図り、関係機関への整備要請を積極的に働きかけながら、安全で快適な道路網の確保に努めてまいります。

次に2点目の「今後の若富町南1条仲通り線の整備の考え方について」とのお尋ねですが、最初に「本町の町道認定の考え方」について、改めてご説明をさせていただきます。

新たに町道認定をする場合は、まず1つ目として、補助事業などにより新規路線整備にともなう認定、2つ目としては、認定基準に合致した道路用地の寄付などがあつた場合の認定などがありますが、いずれも系統的で交通上重要な道路であり、幅員や構造などの基準を満たしていることを要件としております。

なお、道路用地の寄付などに関しては、土地所有者などの理解が得られていること、さらには地域の合意が整っていることも認定に際しての大きな要件と考えているところでございます。

お尋ねの若富町南1条仲通線につきましては、現況の一部に道路敷地が狭い区間があり、町道認定基準を満たしていないことから、現在、町道には認定されていないものでございます。

このため、若富町内会からの要望である道路整備の実施までには至っていない状況ではありますが、除雪や砂利敷きなどの生活道路としての維持管理の対応を行っているところです。

この路線が地域住民にとって生活環境上、必要不可欠な路線であると考えておりますので、今後も適正な道路環境の維持に努めるとともに、地域の道路整備の合意が整つた場合には、道路整備について前向きに検討していくこととしていただいております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいま、道路整備について、2点のお答えがありました。若干、再質問の中でまたいろいろとお伺いをさせていただきたいと思ひます。

支障物件につきましては、今の歩道幅が1m50cmあるかないかというような中で電柱が立っておりまして、非常に冬期間は除雪も完全なものにならない。その区間は手作業で除雪しなければならないようなことでありまして、子どもたちが早朝に学校に通う時には、まだ除雪は終わっていないようなことであります。そうしたことも踏まえて、ぜひ、冬期間の除雪が完全にできるように配慮をいただきたいということで今回ご質問させていただくところであります。

今回の拡幅工事の設計図を見させていただきますと道路境界線から2.5mの歩道幅を

とることではありますが、用地買収は一切しない形の中で、今回の事業は進められるよう
でございます。そうした中で2.5mの歩道をとることは、北側の歩道の分を南側にふると
いうことなのか。その辺お伺いをいたしたい。

それと2.5m幅の中で支障物件を移動することになると町としての考え方は、縁石の
ところに移動するのか。また、道路境界線ぎりぎりのところに移動するのか。その2点に
ついてお伺いいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） ただいま、道道北見置戸線の若富地域の拡幅工事の関連でご
質問いただきまして、まず、1点目の道路計画的なものです。事業主体であるオホーツ
ク振興局の網走建設管理部が事業主体ですので、詳細まではうちの方で把握しておりま
せんが、聞いている範囲の中でご説明いたしたいと思えます。議員ご指摘のように若富地
域につきましては、現在、道道敷地が17mほどございます。現況道路のご説明申し上げま
すが、車道から縁石までの間が8.5m、歩道が1.5mから1.75mで両側について
おります。それで、現況の車道と両側の歩道を含めた今の現況道路幅員としては、12m
程度が道路幅員としてございます。

また、現況は道路が北側に寄っておりまして、北側の歩道端が境界ぎりぎりになってお
ります。逆に南側が道路敷地としては、4.5m余裕があるというのか、空いているよう
な状況が、今の道道北見置戸線の若富地域の現況でございます。

今回の若富地域の標準的な整備計画でございますが、車道を今より1m拡幅し、歩道を
2.5mに拡幅するものでございまして、その拡幅により、12mの現況幅員が14mと
なり、2mほど拡幅になることになっております。合わせて北側に寄っている道路の中心
を南側に1.5mから2mほど寄せまして、現況では歩道が北側の敷地ぎりぎりなです
が、寄せることによって、今度は北側にも多少の余裕ができるような計画になっておりま
す。

また、この拡幅整備の他に、西25号の道道北見白糠線の交差点に対する右折車線とバ
ス停車帯を設ける関係もありまして、道道北見置戸線からある一定区間、メーターははっ
きり今、数字的にとらえてはございませんが、道道北見白糠線から約40mから60m区
間に、今、前段申し上げた右折車線やバス停車帯を設けるため、その区間におきまして
は、場所によっては違いますが、今の17m敷地をぎりぎりに使用することになると聞い
ております。今、ご説明した右折車線やバス停車帯以降のところについては、現況が北側
敷地ぎりぎりですが、北側に多少の余裕ができるのが今の整備計画でございます。2.5
mの歩道をつくりますので、今、現状、議員言われたように電柱は、2点目のご質問です
が、電柱が1.5mほどの今の現況歩道の縁石内側から、一番入り込んでいるのが1
m、言うなれば歩道の真ん中に電柱が入っている箇所もでございます。それを先ほど言いま
したように拡幅工事によって移設することになります。北電やNTTと今後事業主体で
あるオホーツク振興局の網走建設管理部で今後支障のないような形で協議を行いなが
ら、歩行者安全確保に努めるように、本町にとってもオホーツク振興局の網走建設管理部
とも協議しながら行っていきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ご説明で理解はできるのですが、支障物件が今のところ電柱引込

線支柱、また電話線の引込線の支柱が、現在、10本ぐらい支障となっています。今まで大変苦勞して除雪をされていたこともありますので、その辺のことにつきましては、今後、拡幅の中で、ぜひ十分配慮していただきたいと考えております。

それともう1点ですが、今後は南側にふっていくことになりまるとこれは持ち主の関係になると多分思うのですが、廃車が何台か南のところに今度の歩道が多分つくであろうところに放置されておりますが、その辺は、これを町で処理するのか、また、オホーツク振興局でやっていただけるのか、町内会でやることになるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（林 秀貴君） 今、ご質問の中で、放置車両というのか、廃車が敷地内に放置され、今後、拡幅工事等で支障になるとのご質問だと思いますが、今後、事業主体である網走建設管理部等含めて、その支障となるものは、その辺も協議しながら、持ち主等と協議していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ご説明でわかりました。そのようなことで、ぜひ今後、問題の起きないような処理の仕方をぜひお願いするところであります。

次、若富町の南1条仲通りの整備につきまして、町長からご答弁があった訳であります。もろもろの認定の基準があることは、その辺は分かるのですが、どうしても冬になると除雪の関係で、両側の建物なり庭先の関係で十分な除雪ができないこともあることが地域の方から言われております。私もこの件につきましては、4年の中で必ず1回は、どのような進め方をされるのかということをお伺いをしている訳であります。やはり基準に達しなければ整備はできないというご説明でありました。今後、地域の方といろいろと相談させてもらうこともあると思うのですが、例えば、期成会等を立ち上げて町道の認定に値する用地が、多分、町内会としてもお金はありませんから、買い取りはできませんし、町にお願いする訳にもいかないと思っておりますが、その辺で、用地を持っている方の承諾を得て、例えば、5m50cm確保できた時点で、期成会を立ち上げたりして、用地も何とか地域の方から寄付をいただいたということがあった時には、町としては、町道の認定、また、整備も含め、早急にやっていただけるのかどうか。お答えは難しいと思うのですが、ぜひ、聞かせていただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2点、回答させていただきます。

まず1点は、道道北見置戸線の関係で少し加えさせていただきます。私も平成5年から平成13年まで、街並み推進室長として、深見町政時代にこの道道北見置戸線の拡幅に8年間身を投じた経験を持っております。その点で言いますと日石スタンドから西側についても冒頭申し上げましたように、非常に曲がっておりますし、それから北側の部分については、特に、歩道が狭いという問題もありますから、先ほど冒頭申し上げましたように関係機関、とりわけ本町の道路化については、この点についてもお話をさせていただいた経緯がございます。ただ、ご理解いただかなければならないのは、除雪の問題等々も踏まえながら、今、この厳しい予算状況は、訓子府町以上に北海道の財政状況は極めて厳しいのは、議員ご存じだと思います。その点で言いますと従来の置戸北見線のような形での拡幅

は、まず不可能に近いというのが北海道の今の状況です。それを私自身も認識した上で跨線橋の撤去を含め、住民への道路の安全についてお願いを要請した経緯がございますので、議員もご指摘のように問題が起きないように配慮することは当然、道路管理者である北海道も十分認識していると思いますが、その点で申しますと過去のような大幅な拡幅を要するようなことはできないことも私どもも理解しながら、これからの道路整備にあたってまいりますので、このところもお力添えと言いましょうか、ご理解をお願いしたいというのが、1点目でございます。

それから2点目の期成会を立ち上げ要望することについては冒頭、私の答弁で申したように町道認定する一定の要件と、とりわけ、そこにお住まいの地権者の方、それから町内会の方の合意形成が図られましたら、当然、前向きに私は進めたい。実は、私も1年に1、2度、町内を自転車ですっと回るようにしたり、農村地区を歩いたりしていますが、特に、あの仲通りにつきましては、雨水がたまって非常に排水が悪い。そして、これからの時期になりますとアイスバーンになりまして、非常にご高齢の方も含め、危険であることは十分知っております。先の平成21年度からの景気浮揚対策交付金の中で、何とか南1条仲通りを整備できないかと職員に指示した経緯がございます。

しかし、やはり一部の地権者といいましょうか、土地所有者の方から理解をいただけなかったということ踏まえて、無理はできない。それで先ほどの答弁のように砂利を敷設する、あるいはできるだけのことをさせていただくことが現在の経過でございますので、議員もご指摘のように、その条件が整いましたら、前向きに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） ただいまの南1条仲通りについての関係で、地権者等の合意があれば、前向きに考えたいということでありまして、非常に私どもも期待をしているところでございます。

最後にこれは聞いていいかどうか、わかりませんが、景気浮揚対策の中で町長のお話の中にありましたが、これは最近のことなのか、もう何年も前のことなのか、最近のことであれば私も記憶に何もないので、もう一度その辺お伺いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 記憶では平成21年度、すなわち22年度も含め、ずっと検討してまいりまして、かなり市街地区で今まで整備できなかったところについては、条件を整えばかなり市街地区、各町内会の道路整備については、進んだと認識しております。ただ、どうしても南1条仲通りについては、その条件が整わなかったことで、断念したのが実際の経緯ですので、本当に平成22年度の当初検討したことをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○5番（小林一甫君） わかりました。ぜひ、期成会立ち上げて地域の合意が得られるように私も頑張りたいと思ひます。今後とも前向きな考え方の中で、ぜひ、実現に向けてお願ひをすることであります。

今回は、2点ほど質問をさせていただこうと思ひ出したのですが、1点目はまだ開発建

設部のほうまでおいていないとのお答えがあったので、今回は、その辺については、断念させていただきます。この件につきましては、河川の占有許可の関係であった訳であります。次回の一般質問の中でもやらせていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 5番、小林一甫君の質問が終わりました。

次は、4番、川村進君の発言を許します。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は、菊池町政1期目の総括について、質問を用意しました。

まず、1期目の総括の中で、町長は80%の達成率という話をしておりますが、私は、組合活動で私も結構勉強しましたが、ご自分が80%と言うのは、はっきり言って自己満足であっては困る訳なのです。自分よがり、自分だけがそう思ってもらっては困るのです。

今回の80%は町民の心の中にどのように馴染み、受け入れられたのかを考えまして、今、本町で、一番必要な事項は、人口を増やす。そして、雇用をつくり出すことだと考えます。町長はどのような施策をこれにやってこられたかについて2点お伺いします。

1つ目、商工業者の将来に夢がもてる元気なまちをつくる施策をどう実施されましたか。

2つ目、住民ニーズをどう把握し、それらに応える職員の育成はどう行いましたか。

この2点をまずお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、私の町政1期目の総括について、2点のお尋ねをいただきました。冒頭に私自身が9月の定例議会で小林議員からマニフェストの達成度はどれぐらいかとの質問をいただきましたので、おおよそ80%程度ではないかというご回答をさせていただきました。これは私自身が考えていることと私以外の方が考えていることのギャップがあるのは当然だと認識しております。それは、客観的に菊池町政の約束したことが、どのぐらいなのかということは、改めて客観的な調査をしない限りは、何%という正しい答えは回答できませんので、そこは、ご理解をいただきたいと思えます。

まず、1点目の「商工業者の将来に夢がもてる元気なまちをつくる施策」についてございます。私は町長に立候補するにあたり、そのマニフェストの中で「農業も商工業も将来に夢がもてる元気なまちをつくる」ことをお約束し、就任以来、可能な限り取り組みをしてまいりました。

このうち、商工業につきましては、平成19年に商工会と連携し商業・サービス業振興対策懇談会を延べ6日間、10回にわたり開催をし、多くの振興策についての意見交換を行いました。

この中でいただいたご意見を参考にしながら、今日^{こんにち}に至るまで商工会と連携し、各種事業を展開してきたところでございます。

一端を申し上げますと全町的に使用できる商品券の発行、これは期間限定的なものではありますがプレミアム付き商品券という形で支援させていただきましたし、飲食店マップや商工会ホームページの作成などにも支援をさせていただいたところであります。

このほか、商工業振興の核となる商工会事務局を農業交流センター、旧駅舎に移設をさ

せていただきました。あわせて廃線となりました「ふるさと銀河線」の訓子府駅舎を、商工業をはじめとする産業振興と町民の交流の場に活用できるよう、商工会に貸付けをいたしましたし、平成20年度には北海学園大学による商店街調査にも支援をさせていただいたところでございます。

このほか、新たな事業を起こすことにより雇用の創出を図るための「元気なまちづくり補助金」制度の創設や新エネルギーの調査事業、さらには国の交付金を活用した公共事業にも積極的に取り組んでまいりました。

こうした4年間の取り組みにより、本町の商工業については、厳しい経営環境に変わりはありませんが、一定程度、下支えの効果はあったものと思っております。

しかしながら、昨今の状況としては、商店や小規模な建設業者等において、これまでにない極めて厳しい経営環境にあることは認識しているつもりでございます。特に、中小商工業の70%にわたる北見への流出等を考えるとその状況は極めて厳しいものであることを議会の全員協議会でも説明をさせていただいた経緯がございます。本定例会において、商工会が行う年末年始販売促進事業に対する緊急支援の予算を明日、追加提案させていただく考えをもちますが、町議会からもご提言をいただいた「住宅リフォームの奨励事業」にも取り組むこととし、具体的な検討を現在進めているところであります。本来であれば企業誘致等による人口増と町内商工業者の顧客獲得の努力が相まって、はじめて商工業者が将来展望を見出せるものと思っておりますが、世界同時不況以降、未だに現状の雇用を維持することさえ厳しい全道・全国的な情勢にあることもご理解いただきたいと存じます。

次に、2点目で「住民のニーズをどう把握し、それらに応える職員の育成はどう行ったか」についてお尋ねをいただきました。

住民ニーズの多くは、町からの情報の発信と町民の期待に応えることと表裏一体の関係にあるのは、誰もが認めるところでございます。

最初に情報の発信について説明させていただきます。

情報の発信につきましては、ご存じのとおり定期的に広報や町からのお知らせ、折り込みチラシ、各種行事などの直接的な通知などによりお知らせしているところです。かたやニーズの把握につきましては、ふるさと懇談会、夜間町長室、各種懇談会、町内会・実践会の要望とりまとめ、行政委員の相談などがあります。さらに全町的には総合計画策定時の住民アンケート、最近では北海学園大学や北海道大学農学部による課題別調査などによって住民ニーズ、要望の把握に努めております。

しかし、住民ニーズには潜在的で表面に出てこない部分も数多くあり、個人などからの相談等がなければ細部にわたってまでの把握はできていないのが現状でございます。

さらに、個人情報保護のこともあり、近所の方々や町としましても積極的なアプローチをかけるのが難しい場面、時代の側面もございます。例えば、一昨年から取り入れた職員の地域担当制では、担当職員に直接相談ごとなどを持ち込まれることが徐々にではありますが増えてきている状況でございます。この面では一つの前進と言っていると思います。

役場としては町民の方が気軽に来てもらえるよう、努めてオープンにしておりますが、町民の特に高齢者の方にとっては、役場の敷居というものがある一つの壁として感じているのではないかと感じる場所でもあります。

以前、他の議員の一般質問でもお答えしておりますが、多くの町民のニーズなどに対する対応は、最終的には職員個々の資質に頼ることが多くありますので、業務上における日々の研修や管理職、係長職など全職員が少しでもミス減らすことはもちろんのこと、俗に言うハウレン草（報告・連絡・相談）の徹底を関係課ごとに実施し、常に町民の気持ちになった親切丁寧な対応を心がけるよう指示しているところです。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） それでは、この2点の再質問をさせていただきます。

1つ目の商工業界の将来に夢がもてる元気なまちづくり。これは町長がいろいろ言いました。しかし、このプレミアム商品券は、町自体がやっていることではなく、国の施策であって、本町が必要なのは、やはり将来的に人口を増やすことです。私が言っているのは、町長も言いましたが、企業誘致、それから今、空いている土地を利用した事業です。僕は牧場の件については、再三、町長にもお話していますし、ところが、言ってみれば、抽象的に総花が開いて、夜間町長室、ふるさと懇談会などをおやりになっていますが、花は咲くけれども、実を結んで、この4年間がきたのかどうかということが本当にお聞きしたいことなのです。しかし、それはものすごく難しいと言います。この不景気の中で工場を建てる。雇用を増やす。これが行政のやるべきかどうかです。本来、町長は、はっきり言いまして、民間が立ち上げたものに行政が応援する形でいきたいと言った訳です。民間にどこにどのようなお話をされたかということなのです。今回のクリーンエネルギーについて、町長は非常にやっているように私にも聞こえます。しかし、温泉保養センターにボイラーを設置して実験をしておりますが、町長は、温泉保養センターを売る、売りたいと言いました。そして、温水プールは閉鎖したい。歴史館は閉鎖した。しかし、やり方を少し変えて安全協会を入れ、そこで事務員が説明員となってやると言った。このクリーンエネルギーに対してだって僕は不思議ではないのです。これだけ赤字が出る温泉保養センターを売ると言った人がそこにボイラーを付けるのかということなのです。はっきり言って僕はこのクリーンエネルギーについて、よくわかりません。北海道の工業規格などの実地検証とかいろいろ町がやった。これは評価できると思います。しかし、今の温泉保養センターに軽油や、重油、灯油を納入している方が、町にどれだけ依存しているかを考えた時に、新クリーンエネルギーを使用するのにボイラーを付けると、今度は油屋さんが泣いて、死ななければならないという問題を起す訳なのです。町長おわかりいただけませんか。私は、今のこの情勢で新しいものを新しくというお話でやってきます。今回、今までの行政は年末特別融資などいろいろな施策を考えてやってくれましたが、今回は、商工業界からどのような話が出ているのか、これが出てきていない。そして、今回、私とお話した方は税金が払えない。僕も税金払えない状態です。今、はっきり言って、どうやったら税金を払えるか大変な状態と言っている時に、行政がプレミアム商品券売上げがどのように動いて、どのような形で効果を上げているのか、私はよくわかりませんので話しを聞いたら、ガソリンスタンドにほとんどいく。そして、ある方は、プレミアム商品券にはものすごく効果があるようなことを言っているが、借金の支払いに回ってしまい、品物が動かないという方もいました。これは残念ながら、町長がおやりにな

っていることの中で、どのように効果があるかの分析が足りないような気がします。でもやるなどとは言いません。それで今回、この年末特別融資の件なのですが、これは去年の年末に訓子府の施設で、お金が払ってもらえず、月末にお金が入らないので、翌年の5日まで延ばされたというお話を町長にさせていただきました。そのあと町長は、その支払方法から、その他どのようにお進めいただけたのか。これについて、この1点でいいので、お答えください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 細かな数字等については、担当課の農林商工課長から説明させていただきたいと思います。

まず、かなりの間違いがございます。これは認識してもらわなければだめです。例えば、私が温泉保養センターと温水プールをやめるということを答弁した記憶はございません。それは、以前から特に、佐藤議員を中心にして、効果的な財政運営、指定管理者はいかがなものか。それから経費の削減することでどうなのかということに対し、前向きに検討させていただくということですが、しかし今、例えば、温泉保養センターを見ても、北見に進出している温泉等々を考えていくとやみくもに今の状況の中で指定管理者等については、できないということを答弁させていただいておりますが、温泉やプール等については、私はやめるとか、閉鎖したほうがいいとの答弁は記憶にございません。まず1つ、ちょっと待ってください川村さん。まずいいですか。その上で商工会のプレミアム商品券については、国がやっていることではなく、国からの浮揚対策に対する交付金として出ていますが、その用途や提案などは、私がプレミアム商品券と称して議会に提案し、承認を得て議決をしていることということを改めて認識させていただきたい。そして、今回、全員協議会で説明させていただいたのは、今年度のプレミアム商品券については、国が交付税、交付金を出そうが出さまいが、町として、今の厳しい状況から考えていくと提案をさせていただく。その前提として、何が必要なのかは以前から申し上げているとおり行政が商工振興のためにいろいろなお金を使うという前に商工業の皆様方が今この商工業の発展のために何が必要なのかという声を積極的に提案していただきたいということを私は前提としてお話をしている。商工会にお話をしている。そこで、改めて出てきたのは、抽選券の拡大であります。今までのよりも商工会50周年を記念して拡大をさせていただきたいということの助成、支援をまず第一義的に提案いただいた。私はそれだけではとどまらない。やはり、プレミアム商品券についても継続すべきでないのかということも逆に提案をし、商工会の皆さんからは年末もさることながら、年明けの金銭のやり取りが大変、厳しいこともあって、この今週から1月にかけてのロングランでさまざまなイベントを打ちたいので、町としても支援をしてもらいたいということで、私はそれに応えて全員協議会で説明し、明日、補正の提案をさせていただきますが、そのような意味で私は一義的には、商工業者の皆様方がどのように考えていくのか。どのように汗をかこうとしているかということと行政は表裏一体ということも申し上げて可能な限り支援をさせていただいていることを申し上げているのをご理解いただきたい。

○4番（川村 進君） 議長、私は、温水プールのことは聞いてないです。1点だけです。プレミアム商品券のことは聞いていません。私は支払いを12月にするというのに、支払いがされなくて困ったと言っているから、この1点を言っているのです。何を答えている

んですか町長。私はそんなことは聞いていません。私が聞いたのは、ある施設での支払い方法が改善されたかどうかです。

○議長（橋本憲治君） 川村議員、再度確認しますから、答弁は1点だけです。

○4番（川村 進君） ぜんぜん回答が違います。

○議長（橋本憲治君） 川村議員、言っている質問だけを答えますから、いずれにしる繰り返さないでください。保養センターを聞くのだったら、保養センターも答えますから、聞いてください。質問をきちんとしてください。

○4番（川村 進君） だから私は1つしかお尋ねしていません。何でそのような答えになるのですか。

○議長（橋本憲治君） 暫時休憩いたします。午後2時5分まで暫時休憩をしたいと思えます。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時06分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたしたいと思います。

第1点目の3番目の質問に答えて、特養の関係で町の対応として答えていただきたいと思えます。

町長。

○町長（菊池一春君） 今、改めて、川村議員の質問の本旨が理解することができました。

しかし、私の立場としては、冒頭の一般質問の中で出されてくる項目については、答弁する責任がありますので、いろいろ誤解を招いたかもしれませんが、ご理解を賜りたいと思えます。

今、特別養護老人ホームの支払いの問題について、年末の支払いが滞ると中小商工業の関係するお店屋さんが困るので、それに対してどう考えるのかというご質問ととらえてよろしいでしょうか。

それでは、福祉保健課長から答弁させますので、ご理解賜りたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、特養の納入されたものに対する代金の支払いの部分でのお尋ねでございますが、以前、川村議員からご質問いただいた時、確か納品時から70日間かかることを改善できないかというようなお話だったと記憶しておりますが、その後、特養の施設長とお話合いをした経過がございます、確か、今資料の持ち合わせがないのですが、その時の記憶では確か何年間かの長期契約をしまして、支払い期日の契約が中にあるというようなお話だったように記憶しております。それで時期はつきり覚えていませんが、契約更新時には、その改善方法はあるかもしれないというようなお話を伺っておりますので、再度、そこら辺のとも確かめてみたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 川村議員。

○4番（川村 進君） それでは再度お尋ねします。この改善される項目の中に、まず納

品書代1枚10円を取る。それを北見まで納品書を取りに行かされる。そして、売上総額の5%を差し引いてお金が支払われる。これは不思議です。今、本町の商工業界において、売上5%を差し引かれたら、大変なのです。去年も質問いたしました、消費が皆、他町へ逃げる。そして、全道、全国展開をしているお店と訓子府町の商店街、ガス、新聞、いろいろありますが、それが競争していくのは大変と。口々にお話になります。そして、支払いを締めから60日もかかる支払いであっては、途中の支払いや問屋に支払うお金をどこからか借りてきて払わないといけないのが、現状だったのです。それを改善していただかなければ、元気が出る商工業界はつくれる訳がないのです。今、7件ほど取引をしているそうです。はっきり言って、これは行政にきちんと判断していただきやっていただかなければいけないことだと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、いろいろありましたが、2つ目の住民ニーズをどう把握し、それに応える職員の育成はどう行いましたかということについて、町長は各種のいろいろやっていることをお上げになりましたが、今町長と私がトラブルになったような、言った、言わない。これが一番の問題です。今回、私が相談を受けた訳ではないのですが、偶然居合わせていろいろお話した中にどうも理解できないことがありました。それは、あまり言いたくないのですが、身体障害者手帳の再発行の問題です。この方はハローワークで障がい者の特別な雇用対策、支援対策をやっており、条件として必要なのは、本人が健康であるかということと交付された手帳なのです。ところが、紛失したので、大至急再交付のお願いで役場へ行ったら、1カ月かかると言われた。1カ月もかかるのということで、僕が担当者に電話をしたら、担当者がはっきり言って40分、45分です。電話に出てもらえない。他の電話にかかっています。それで総務課にお願いしてオホーツク総合振興局の担当者へ電話するから電話番号を教えてほしいと言って、私が直接電話をしたら、オホーツク総合振興局では1カ月かかると答えたことはありませんし、訓子府町から連絡もいただけていません。それでは今訓子府町と連絡を取って連絡を差し上げますから、待っていてください。電話番号を教えてくださいということで、電話をいただきました。町では何を言うかと思ったら、そんな話は聞いていない。書類は昨日送ったから今日着くはずだということでした。今必要で、今持って行かなければならないものが1カ月かかると言っていたのに、オホーツク総合振興局では理由がきちんとしていれば、健康状態が良く、そのような内容でハローワークが必要であれば今日来ていただいて、昼に発行できます。訓子府町の対応は、いかななものということでした。いろいろ町長はやっておられるが、私の補聴器の問題で、町長と議会でもお話したことがあります。福祉保健課に行って、補助金が半額出るからと言って、手続きに行ったら、書類がないと言って、書類が出てこなかったのです。

○議長（橋本憲治君） 川村議員、簡潔に何を聞きたいのかははっきりしてください。

○4番（川村 進君） 今回、いろいろある中で、今度は100歳のお祝いに何かをするといった人が5名いたのですが、4名で、1名がはずれていた。今度は顕彰式です。その時に中学3年生が高校2年生になってから賞を受け取った。このようなことがどうして起きるのですか本町は。私は不思議でしょうがないです。町長は職員にどのような教育をされているのか。いろいろあります。まだ他にも、町民が必要とする事項が短時間で終わり帰る。これはスピードが必要というお話をさせていただいています。はっきり言います。横のつながりも必要とお話させていただいています。今度は先ほど言いました、言っ

た、言わないです。窓口に来た人が町職員には、職安へ今持って行き、面接にいるという説明をしていないと言った。本人に確かめたら、何を言っているのですか。私は職安へ行き、面接に行くからすぐほしいという旨を説明したと言っています。ところが職員は、そんなことは言ってない。ここでも言った、言わないです。町長は必要なのは言った、言わないではなくて、町民の方が今いると言ったら、できるだけ早く何とかしてあげるのが町長の仕事だと思うのですが、いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、身体障害者手帳の交付の関係でのお尋ねだと思います。今、川村議員が言われた件につきましては、先月だったと思いますが、身体障害者手帳の再発行の申請があった件についてのお尋ねだと思いますが、少し話の中身に一部誤解があるという気がします。

経緯を説明しますと窓口で身体障害者手帳を紛失したので、再発行してほしいと申請がございまして、普通、紛失して再発行するのは、年に3件程度ですが、大体、今までの経過から言いますとオホーツク総合振興局に進達し、手帳ができてくるのが早くて2週間、最長1カ月程度。また、2週間から3週間ということで、窓口でもそのように説明をしております。通常の扱いをしてございましたが、川村議員がオホーツク総合振興局に電話をされたことで、確か11月19日の申請だと思います。金曜日だったと思うのですが、22日が再発行をする日であり、たまたま日にちが偶然にあったということで、申請がまた1日、2日遅れていけば、またそこでしばらく日数がかかることになる。そのような経過がございまして、私どもでは通常の手続きをと認識をしておりますが、今後におきまして、その類のケースについては、オホーツク総合振興局に申請があった時点で、いつ頃発行されるか電話で確認を行いまして、今後は申請される方が状況をきちんと把握できるような形で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村進君） 今後では遅いと思います。私が確認、チェックすることを質問し、町長はチェックをきちんとします。いろいろやると答えているのです。町民が必要だというのはやる。はっきり言って、障害者手帳は、どこかに旅行する時に半額になりますから、できるだけ早く。それを1カ月が通常ですから今までどおりやりましたと言うのではお話にならないのです。町民のニーズ、町民がたまたま役場へ来てお願いをすることが1カ月も待たされる。それでこの方は、年末に何がしかの給金、報酬が入る。その時に1カ月も待たされ、10月22日から11月22日と言ったら正月越せない。それから面接をしていくということなのです。言った、言わないでそのようなことになるのかどうかはわからないが、とにかくスピードアップし、申請が出た時には、すぐオホーツク総合振興局に電話をする。なぜやらないのか。一事が万事。まあいいです。では質問を変えます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 先ほど川村議員が言った、言わないというお話でございまして、窓口ではそのような説明がございましたら、別な対応ができたと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 川村議員に注意いたします。答えをいらないのであれば、質問は

やめてください。

○4番（川村 進君） まともな答えが出ていないではないですか。

○議長（橋本憲治君） どうしてですか。ここは、質問をして答える場です。まともな答えがないというのは、あなたのご意見だけです。皆さん聞いているのですから、その判断は誰がするのですか。質問したら答弁をもらってください。

○4番（川村 進君） これだけで終わりですと言っています。

○議長（橋本憲治君） 自分の意見だけを言うところではありません。発言したら答弁もらうところですから。

○4番（川村 進君） 私は、スムーズにやり、なぜオホーツク総合振興局にすぐ電話をしないのかと質問し、回答がないので打ち切った。だから次の質問に入ると言ったので、答弁はいらないと思います。

○議長（橋本憲治君） 用としては、それに向かって頑張りますと言っている訳ですから、答弁もらってください。

○4番（川村 進君） もらわなくていいといたらいいのです。

○議長（橋本憲治君） それでは質問をしないでください。これからもしないでください。

○4番（川村 進君） だから次の質問に入ります。

○議長（橋本憲治君） 本当に注意しておきます。答弁もらわないなら、質問しないでください。確認しておきます。本当に、それであればしないでください。まじめに言っています。2回繰り返しますが、答弁がいらないのであれば質問しないでください。

○4番（川村 進君） だから次の質問に変わりますと言っているのです。

○3番（山本朝英君） 答弁はないのですか。

○4番（川村 進君） もう終わったのです。

○3番（山本朝英君） 次の答弁はいらないのですか。

○4番（川村 進君） 次の答弁はいらないです。したくなかったらしなければいい。

私もさっきから腹が立つ。

○議長（橋本憲治君） 川村議員、だめです。確認しないといけません。

○4番（川村 進君） 何を確認するのですか。

○議長（橋本憲治君） 質問したら答弁もらってください。

○4番（川村 進君） だからここで打ち切りますと言っているのですから、それでいいと思います。

○3番（山本朝英君） よくない。

○4番（川村 進君） 時間が経っただけです。

○議長（橋本憲治君） 時間を延長してでもあなたの分はやりますから、質問したらきちんと答えてもらい、それから前に進んでください。そのために議会があるのです。注意しておきます。2回目です。

それでは、2つ目の質問をお願いします。

○4番（川村 進君） 高齢者の生きがいづくりについてお尋ねします。これは、教育長と書いてありますが、町長は福祉と教育には、どれだけ財政がひっ迫しても手を抜かないとお答えをしているものですから、後でこれは町長にもお尋ねすることがあります。教育長にまずお尋ねします。

高齢者が参加する各種の文化活動は生きがいであり、非常に大切な活動であります。このことから、次の点についてお伺いします。

高齢者が実践、参加している各種の文化活動に対し、どう支援し、今後の環境づくりを進めていきますか。

これについて、教育長にお尋ねします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） ただいま「高齢者の文化活動、生きがいづくりについて」お尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

高齢者が健康でいきいきといつまでも暮らしていくためには、生きがいづくり活動が必要であります。高齢者の生きがいづくり活動について、学習機会や活動機会の充実を望む声が多くなっており、生涯にわたって学習することや芸術・文化活動、スポーツ活動などに取り組むことは、健康で心豊かな人生を支える大きな要素の一つと言えます。

現在、本町の文化活動としまして、高齢者に人気のカラオケ・民謡・民舞・詩吟・陶芸・体操・ダンスなど、数多くの団体がありますが、公民館を拠点としまして、コミュニティの場でありますので、いつでも誰もが気軽に身近な仲間が集まり、異年齢交流の場として、生きがいづくり・健康づくりにもなっているところでございます。

昨年は、カラオケ機器の更新を行いました。カラオケの利用者も、平成21年度は約3,100人で平成20年度より約400人の増加となっており、特に、高齢者の皆さんには喜んでいただいているところでございます。高齢者の皆さんの利用を促進するため、公民館2階階段に手すりを取り付け、今年度に入りまして、2階トイレの改修、視聴覚室の床に足が冷たくなならないようカーペットを敷くなど、高齢者のための環境整備に配慮をしているところであります。

さらに、毎月第2・第4火曜日に開催している「若がえり学級」においては、昨年からは、希望者につきましては「足の確保」として、公民館車による送迎も行っております。

その他、ゲートボールやパークゴルフなどのスポーツ、レクリエーション活動にも多くの高齢者の皆様の利用をいただいております。

今後とも、教育委員会としましても、高齢者の皆様の文化・スポーツ活動へ参加できるようなニーズの把握や環境づくりに支援してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 高齢者の生きがいとして、私はカラオケの会議に参加し、11月3日の発表会に出てみました。皆さんいきいきし、衣装を揃え、お化粧品をして、大変喜んで参加していました。私は非常にいいことだと思います。元気が出る。ところが、この中で1つだけ困ったのは、私が常日頃趣味にしている囲碁クラブでした。囲碁クラブから、いろいろのお話を聞きました。使用料が1時間150円公民館に払わなければならない。7人ばかりの小さなかまどで年間5万5千円ほどの公民館使用料がかかる。今まで年会費3千円でやっていたのですが、先輩の方たちが蓄えていたものが全部底がついて来年度からは、年会費を1万円ぐらいにしてやらないとどうにもならないというお話が出ました。それで「補助金は一切出ないのか」と聞いたら「出てない」。「11月3日の大会はどうなっている」と聞くと「これは何とかやりくりを行い工面し、今回の大会だけは、町からの助成は何も出ないが、開催することができました」という説明でした。これは、大変

だと思いました。それで、11月4日だったと思います。雄武町での文化祭の囲碁大会に招待され、私は行きました。いろいろそのようなことがありまして、雄武町ではどうなっているのかを食事時間に聞きましたら、雄武町は朝9時から晩6時までの公民館とは言いませんが、教育センターで使用料は1日何人参加されても500円というのです。そして、大会の助成を聞くと金額は少額で恥ずかしいが、助成していただき、景品をつくりましたと言っていました。そして、その時に、ものすごく良い賞品が出ました。皆さん、ゆめぴりかは食べていないと思いますが、ゆめぴりかの2kg詰など賞品はいろいろ出たのです。どうなっているのと聞いたら、町からの助成金と会長からの志でやっており、昼食はオードブル方式なのです。行く度です。正月も楽しみにしています。町から補助金が出たのかと聞いたら、出ていますと言っていました。そこに紋別市の事務局長が大会に出たので、紋別市はと聞いたら、紋別市は文化祭はないが、港祭りの時には、市で結構大きいので1万5千円ほどの助成が出て大会に出ているというのです。いいと思いました。それで訓子府町というと1円も出ていない。逆に公民館使用料を1時間150円程度でとられているということで、それは大変と思い、来年はどうするのかと聞いたら、来年は会費を1万円にして活動する。75歳、76歳、77歳の方たちが中心で動いている会です。やはりここに町長が言われる福祉と教育は手を抜かない。私が議員になってから、まず、子どもたちのパソコンが新品になりました。吹奏楽の楽器が新品になりました。それから、白板か黒板も新品になりました。そして、子どもたちには医療費をただにしたい。ところが、高齢者には介護保険そして後期高齢者医療でひどく悔しい思いをし、ようやくと払っている。その時に子どもと高齢者にどうしてそれだけの差が出るのか、私は不思議でなりません。どうして助成が出なくなったのか。過去には助成があり、それを積立していました。どうですか教育長。子どもと高齢者はどのような関係ですか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 話がごっちゃになっていると思うのですが、町民の皆さんに財政再建の中で各施設の使用料を頂戴することについては、平等に行われております。広く政策を今、取り出してきて比較をするのは、いかがかなと思います。私も雄武町に住みたいという気も少ししましたが、これは町民の皆さんに経費の一部を負担していただいていますし、この使用料の経過については、十分この場でも議論していただき、やむにやも得ずいただいていることと思います。ブラスバンドの75万円とこれを比較することは、全然はっきり言ってナンセンスと思いますし、今、使用料が町の中で不平等というなら、批判を甘んじて受けますが、訓子府の中でこのように今後負担していきましょう、お願いしますと町が言って、町民の皆さんがしょうがないと言ってくれ、今推進されているものと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 町民の方が理解していると言いますが、理解していません。子どもたちが健やかに育つための交付金ではないはずで、これは、町民の皆さんが平等に健康的で文化的な生活をするため、高齢者も子どもも関係ないはずで、それで認識が違うかどうかは、あなたと私の差であり、本来の姿は全て平等に扱われなければいけない訳です。それでパソコンを新しくした時に、私は当初管理課長であった今の町民課長に、子どもも親にも応分の負担をさせるのはどうかと言ったら、僕にできませんとお答え

をいただいたが、僕は、はっきり言います。子どもが元気で育つのはいい。お年寄りが今後この文化活動にも参加できなくなった時には、何回も話をしましたが、徘徊、認知症の問題、ひきこもりなどの可能性を秘めているのです。逆なのです。子どもたちには親がついています。お年寄りには親がついていなくて、今はもう家族がいない方が、いっぱいいる訳なのです。その時に手を差し伸べてあげなければならないのは、僕ははっきり言って行政であると思う。行政は横のつながりと何度も言いましたが福祉保健課などに相談する。今のこの文化活動は、皆が喜んでいますが、負担をどんどん、どんどん課すということは逆に落後者が出る可能性があると思います。それらを私は理解していただきたい。そして、これは町長が言う、福祉と教育には手を抜かない。どれだけ財政がひっ迫しても手を抜かないと言っています。町長もこの件については、どうですか。町が助成をして、使用料を安くするなどの、いろいろの考え方はおありでしょうか。どうですか町長。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 町長にお答えいただくかもしれませんが、少し聞いていて誤解があるので、お話をしたいと思い今手を挙げさせてもらいました。

教育の場で、社会や行政が責任を持ち、公の義務教育で子どもを育てていくための設備などの投資のお金とお年寄り、大人の方が今、例に出ていますが、囲碁をされる時の1500円のコスト。これを一緒のはかりにかけられているが、やはり違うのではないかと思うことと1500円で徘徊の原因になるとは思いません。1500円がなくて、お年寄りが、囲碁ができなくなり、公民館に来られなくなったために、まちを徘徊するというのは、もう極論の極みです。はっきり言いまして、考え方の相違だと議員から言われましたが、やはり1500円については、町民の方も負担が増えるので歓迎していないと思います。しかし、この程度だったら、俺たちも出す。全員が全員そのように思われているかどうかは別として、そのように理解をいただいたというのが議会で予算を審議する。住民の代表であり、民主主義の間接民主制の代表制の中で、ご審議をいただいて決まってきた制度というのは、一般的、社会的には、町民の皆さんの概ねのご理解をいただいたものであることで、世の中が成り立っているのではないのでしょうか。その点で、1500円が決して徘徊の原因になるとはもうどう思いませんし、そんなこと思ったらお年寄りに失礼です。私は1500円の負担を理解いただき、公民館事務所でお払いいただいて囲碁を楽しんでいただいていると理解しております。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 教育長は、どのように認識しているのか。それでは、今、文化活動に入られている方と直接お会いになり、お話したことがないのではないですか。私はカラオケの会で年会費を4千円という話が出たので、はっきり申し上げるが、その会の2人が抜けるというお話が出たと会長が言いました。これは事実です。そして、そのあと、高齢者の方が年間4千円というのは、月にしたら、350円程度だから大したことはないと思うかもしれませんが、それを議会が承認したから値段が決まると言っても、その時に、年4千円ということは、2千円ずつ2回に分けたら、電気代2カ月分になる。いいですか。事実なのです。このお話は、ですから公民館の使用料はお年寄りから取らなくても何とかいい方法がないかと考えてみますというのが教育長の言うことです。認識不足です。いいですか。あなたはそのカラオケの会で一緒にやってみたことがあるのですか。どうで

すか。やってみたのですか。それでなかったらわからないです。これは事実です。それで年会費を3千円に下げましょうという話になり、それだけ町民は苦勞しているのです。会長に会ってみてください。その後どうなったのか確認してください。そして、町の助成が5千円でも1万円でも、文化活動の喜びにつながるのです。それでは町長にお伺いします。どうですか町長。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昭和57年と記憶しています。1982年11月15日に今の公民館ができました。その時は、町民の学習、文化活動については、全て無料にするという条例をその時、了承いただき、学習や文化活動は皆無料というのは、全道でただ1カ所、訓子府町はその宣言をして長いこと行ってまいりました。一般的には、教育長が認めたもの、教育活動や文化活動というものに対しての、特定団体については減免措置があるというのが一般の通例でございました。しかし、当時の訓子府町は、全て無料にすることを打ち出したのであります。しかし、この10年間、町の財政も大変な状況になり改めて使用料やさまざまな収入の問題を見直しするという中で、今、1時間当たり、会場によっては、それぞれ差はありますが、この負担をいかなるものかということも、もちろん団体の補助金の減額も含め、文化連盟、レクリエーション協会、それから体育協会に加入している団体などをご審議に入っていたり、あるいは意見を聴かせていただき、今の金額としてできるだけ低く定めさせていただいたというのが経過でございます。ご存じのとおり合併になった1市3町については、留辺蘂、常呂、端野の使用料を最近統一することで動きを見させていただきました。訓子府町の使用料は高いという議論にはなりません。むしろ非常に低位な低安価な価格で1時間当たりの使用料を設定していると私は改めて認識をさせていただきました。しかし、川村議員の言う使用料をお年寄りも含めて全て無料にするかどうかという施設の無料化の問題については、改めて、社会教育委員やあるいは教育委員会、そしてまた議会において議論いただき、決定していくのが1つの運びごとだと思いますので、この辺については、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村進君） 私の質問は、これで終了いたします。いろいろと物議をかもしましたが、3月は遠慮させていただきます。それだけです。終わります。

○議長（橋本憲治君） 4番、川村進君の質問が終わりました。

ここで、午後2時55分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、西山由美子君の発言を許します。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。通告書に従いまして町長に質問いたします。

1点目は、障害者自立支援法施行後の本町での影響と今後の考え方についてです。

障がいのある人もない人も個人として尊重され、自立した生活を送り、社会、経済、文

化などあらゆる活動に参加する権利を持っています。この基本的理念のもと、障がい者に関する施策において、道や各市町村は基本計画を策定します。

さらに、平成18年4月からは「障害者自立支援法」が施行され、それに基づいて本町でも現在第2期の「障がい福祉計画」が策定され、平成21年度から平成23年度まで、さまざまな支援策が講じられています。

さて、この4年間の実績を踏まえて、本町における障がい者のための福祉施策がどうあるべきなのか、町長の考えを伺います。

1つ目、「障害者自立支援法」による本町の関係者に与えた影響と実績に基づく今後の課題は何か。

2つ目、障がい者及び家族が地域の中で孤立することなく適性なサービスを受けられるために行政は何をすべきか。

3つ目、最新の障がい程度区分の認定者数とサービスの利用実態に基づく今後の計画を示してほしい。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、障害者自立支援法に関連して、3点のお尋ねがありましたので答弁させていただきます。

まず、1点目の「障害者自立促進支援法による本町の関係者に与える影響と実績に基づく今後の課題は何か」とのお尋ねでございます。障害者自立支援法は、障がい者の福祉サービスの一元化や障がい者がもっと働ける社会を目指して平成18年にスタートしましたが、一方では利用者負担や施設の利用を中止しなければならない障がい者が発生する恐れがあるなど、さまざまな批判を受けたことから、先の国会で「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、その一部が改正されたところでございます。

障害者自立支援法に移行する前の支援費制度だった平成17年度には38名の身体障がい者と知的障がい者の方に約7,500万円の給付となっていましたが、平成21年度には自立支援給付として86名の方に約9,100万円の給付を行っているところでございます。

また、地域共同作業所「たんぼぼ」は、平成18年に福祉サポートきらきら本舗としてNPO法人格を取得し、障がい者の創作的活動または、生活活動の機会の提供、社会との交流促進などのための地域活動支援センターとして、町内外の障がい者のよりどころとして活動を続けてきております。

今後、国において障がい者施策は大きく見直されることになっていますが、身体に重度の障がいを持っている場合に入所できる施設が近くにないことや、障がいがあり本来支援の必要があるにもかかわらず潜在化して把握できない方がいないのかなど、今後においても課題は多いと考えております。

次に、2点目の「障がい者及び家族が地域の中で孤立することなく適性なサービスを受けられるために行政は何をすべきか」とのお尋ねでございます。より気軽に相談ができる体制づくりや必要に応じ関係機関と連絡を密にとることが大切だと考えております。

また、専門機関ばかりでなく一般の人たちが、障がいのある方たちへの理解が最も重要なことだと考えておりますので、今後も啓発活動などの取り組みに力を入れてまいります。

次に、3点目の「最新の障害程度区分の認定者数とサービスの利用実態に基づく今後の計画についてのお尋ねでございます。11月末現在の障がい福祉サービス利用者は70名で、内訳は程度区分に非該当が24名、うち児童が20名、区分1が7名、区分2と3がそれぞれ8名、区分4が15名、区分5が3名、区分6が5名となっております。

現在は平成21年度から23年度までの第2期障がい福祉計画の期間中であり、23年度中に24年度から3カ年の計画を策定することとなりますので、現状では今後の計画をお示しすることはできませんが、利用実態と乖離かいりがないよう障がい福祉サービスの必要量を適正に見込むこととしております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） それでは、何点かお尋ねいたします。先ほど訓子府町の認定区分の中で町長が数を教えてくれましたが、訓子府町で障害者手帳を発行している方は全体で454名います。先ほどの資料と同じく11月末現在です。身体障がい児が8名、身体障がい者が358名、知的障がい児が12名、知的障がい者が65名、精神障がい者が22名となっております。これが人口に合わせて多いのか少ないのか、他の町と比較してみないとわかりませんが、これ以外に手帳を発行していないが体に何らかのいろいろな障がいを持ち、不自由な思いをされている方も多数いると聞いております。その中で逆に障害者手帳を持っていてもご自分の仕事や、それから家庭の中でも自立した生活を送っている方も多数おります。その中で先ほど町長が言われていたサービスを受けられている方が全体で70名います。今回のこの18年度に施行された障害者自立支援法というのは、障がいを持っていない人にとっては、自立支援のためとてもいい法律と、私もそう感じていたのです。今回のことで、障がいを持っている何人かにお話を伺った時に、この法律ができた時に僕はとっても喜んだと皆、基本的には自立した生活を送りたいのは誰しも同じことで、自立したいと思ってもなかなかできない人たちもいるから、これを支援してくれるのは何ていい法律と思ったのです。ところが実際、施行され中身を見るとこれによって得た人はいるのかという疑問を投げかけておりました。そのことで、先ほど町長が言われたようにいろいろな問題点を持っている法律であること。それは、障がいを持っていない私たちもいずれいかなることで障がいを抱えることになり得るということは、これは人のことではないことをまず私たち皆が自覚しなければいけないことと思います。

1点目の再質問として、今回の自立支援法をいろいろ勉強していきますと今までの法律と違い、特徴的なのが、福祉サービスを一元化したということです。先ほど言ったように身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の区分するのではなく、一元化してサービスを受けられるようにしたことで、それによる利点、効果と問題点は何かということです。特に、本町においてはどうなのかをお聞きしたいと思います。

それと先ほど町長が言われたように障がい者が今まで応能負担、所得割などの能力などで0.5%の負担だったのが、今回の法律で応益負担として、一定率の1割負担となっておりますが、それによる本町での具体的な影響。それによって、例えば、先ほどの障がい区分の認定を受けることによって施設の入所とサービスが決まる訳ですが、それによる施設

入所の影響と言うのですか、例えば、今まで施設に入っていたのに入れなくなったことや、負担が多いからと言ってサービスを受けられなくなったなどの具体的な状況を教えてください。

まず、その2点をお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 障がい者自立支援法につきまして、何点かのご質問をいただきましたが、まず、福祉サービスの一元化による利点と問題点でございますが、まず、利点の部分で申し上げれば、先ほどから出ていますように3障がい障がいの種別に関係なく共通の仕組みで、共通のサービスが受けられることが利点としては考えられると思います。ただ、障がいでもいろいろな種別がありまして、3障がい以外の障がいでは、例えば、発達障害などそのような部分は、一部を除きまして、この法律の中では適用されないこともございまして、本当に平等なのかという問題点も含んでいると思います。ただ、先ほど町長からのお話で申し上げました非常に今回成立した、長い名前の法律なのですが、この法律の中でも自立支援法が一部改正され、この中には発達障害もこの自立支援法の中に取り込んでいるというような内容にもなっているようでございますから、多少は改善をされていくとは思っております。

それから、応能負担から応益負担になったことによる影響でございますが、正直申しましてこの法律が変わる前の支援費制度の時代の仕組みがよくわかってない部分もございまずので、正確なお答えができない部分もありますが、ただ、従前の応能負担の場合は、今でも応益負担でも所得によって軽減措置がありますが、原則1割負担で、軽減措置はありますが、元々の応能負担でいけば、所得によって確か利用料などのそのようなものが決められており、この1割負担が導入されたことによって、一般的には負担が増えたと言われていますが、逆に負担が減る方もいたと聞いた記憶がございまず。

それから、程度区分による影響でございますが、現在のところ程度区分が軽すぎて施設を退所しなければならないなどの事態にはなっております。今後、制度の見直しも予定をされていると聞いておりますので、今後、そこら辺のところはどのようにしていくのか、見通せないところもありますが、今のところは本町の対象者では、そのようなことで問題になったケースはないと認識をしております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 12月3日の参議院でこの障害者自立支援法が延命されたことで、先ほど町長が言われたように改革した状態、廃止ではなく続けられることが決まったということですが、まだ現場には具体的に、例えば、先ほどの3つの障がい以外の発達障がい子どもさんなどの具体的な報告は現時点ではされていないのですか。それと今、応益負担による中身は福祉保健課で把握できないのでしょうか。所得によって利用サービスが変わるなどの、具体的な影響は。何かそのような人もいと聞いたと今言われましたが、現実にはないのですか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 今、所得によってとのお話は、先ほど申し上げた内容は、支援費制度の時代の応能負担は、今1割ですので、低所得者の方については、軽減がありますが、元々は、低所得者の方、所得があまり高くない人にとっては、ある程度の負

担増になった。1割の負担が出てきた。元々、所得の高い人については、所得に応じて負担をしていたと聞いていますので、それが原則1割ですので、1割超えて負担する必要はない訳です。逆に自立支援法によって負担が軽くなった人もいるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、ただいま言われました12月3日に成立した長い名前の法律なのですが、正直言って、この法案は、5月に国会へ提出されたと聞いているのですが、中身については、特に、国、道を通じて具体的な通知などは、一切入っていないのです。それで独自に調べた部分で、先ほど例えば発達障がいも含まれるなどのお話をさせていただいたのですが、正直言って、情報がないこともあるのですが、確か、去年ぐらいだと思いますが、政権が変わった時に平成25年ぐらいには全面的に見直すとの話だったと思うのです。記憶があるのですが、何かこの新しい法律が唐突に出てきたような感じで、障害保健福祉施策を見直すまでの間のつなぎみみたいな法律と理解しているのですが、ただ、この法律がいつまでかということは法律の中に明記されていないと思いますので、今後どうなっていくのかが見通せないというのが現状でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 今、課長が言われたように障害者総合福祉法というのが、名前は仮定として、25年度からで、委員会の中で検討されていたものが、今回、3日に障害者自立支援法の改正の中で可決されたことで、今後どのようにその法律が変わっていくかによって、現場である支援をしている事業所も障がいを持っている方たちもその法律が変わるたびに自分たちもその対応に追われる訳ですから、心配なことと思います。

2番目の障がい者及び家族が地域の中で孤立することなく、適切なサービスを受けられるために、行政が何をすべきかとの問いかけに対して、町長が相談事業や理解への啓発を行いたいということを言われましたが、この障害者自立支援法が施行され、ノーマライゼーションという言葉があちこちで見たり聞いたりすると思います。このノーマライゼーションは、今、横文字がたくさん多く、私も理解できないところではありますが、1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つであると書いてありました。障がいのある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくりのことである。ともすれば障がい者が保護主義、隔離主義のもとに処遇されがちだったことを反省し、社会の中には障がいのある人も社会の一員として、地域において障がいのない人と同様に生活したり活動したりする社会を目指すものである。この文言を聞いてみるととても当たり前のことであり、あえてそれを声高に言う必要もないことなのに、現実の社会は、そうでもない部分がたくさんあることで、やはりこれは障がいを持っていない人にも理解を求める上で、必要なことと思いました。その理念を基に考えると私たちの町は、先ほどからもいろいろな議員の質問の中にも教育や社会福祉には力を入れていると答弁がありましたが、私たちの町は、一体今の現状とこれからを考えた場合に、町長として、どのように考え、どのように意識しているのかお答えをお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 正しい期限はわかりませんが、1980年代と記憶していますが、国際障害者年が国連の採択のもと、世界が一致して約束を行いました。それは人類すべての差別を排していく。結婚、就職、教育含め、まさにノーマライゼーションとしての

普通の生活ができる社会を世界が一緒になり努力していきましようかと採択されました。実はそのことが私は基本と考えております。一つは平成17年10月に障害者自立支援法が制定されました。そしてスタートによって、今、佐藤課長からも答弁させていただきましたように、3つの障がい、身体、知的、精神の3障がいを共通の施策を担っていく。そしてまた、それを受け入れ母体は基本的に市町村の責任で実施していくことをこの法律は決めてきました。しかし、残念ながら応益負担の導入は、先ほど今まで10%以上を払っていたものが、10%でとどまるものはハンデを持った人たちの比率からしてみるとむしろ10%の負担によって、非常に収入が低い、経済状況が厳しい、その上でいろいろな就労をした段階でも10%の応益負担を担わなければならないことは、施設から障がい者を追い出す、追い出さざるを得ない。それから施設自身も受け入れることができないという問題が起きました。このことの裁判があちこちで起きてまいりました。今年の1月だったと記憶しておりますが、国は、この障害者自立支援法の応益負担は憲法に抵触するとの判決を含め、当時の鳩山内閣は2つの問題点として、応益負担を廃止することとそれから障がいを持った人たちの意見をできるだけ聞くことを2つの柱にして、実は今回の改定に臨んだことが一般的であります。今、議員が言われましたように、俗に言う障害者制度改革推進会議ができましたが、今回の俗に言う延命法ではその意見がきちんと反映されていないという問題点もあります。それから応益負担についてもまだまだ実際的には言葉もいろいろあるのですがわからない。発達障がいの問題についても、入れるということですが、まだ具体的にはみえない。さらにもっと言うと低所得者層の医療サービスの無料化についても、何ら触れてもいないことで、むしろそれは、現政権の公約違反ではないのかと叫ばれている状況でございますから、私たちはそのハンデを持った方たちが地域の中で普通の人と障がいを持たない人と同じように生活できるようなまちづくりを国の状況も見合わせながら、私は真剣にそのノーマライゼーションの実現に向けて、一つひとつ政策を実行していかなければならない大切な時代と認識しております。その点で申しますと例えば、保健師のさまざまな障がいを持った人の家庭訪問がなかなか今できない状況がありますから、これも何とかしていかなければいけない。それから今、先ほどお話させていただきましたが「たんぼぼ」の人たちが行っているひきこもりなどを排して、地域の中で生活できるような仕組みをどのように支援していく。さらには、また、重度の障がいを持った人たちが改めて今「福祉友の会」を中心にして、私どものところに療護施設建設の要望を代表の渡邊易右エ門さんほか、何名かで私のところに来られました。非常に国が在宅支援の方向で政策はでているが、何としても全ての人が地域で暮らせるようなグループホームの建設をとの提案をしてまいりました。改めて、私はその障がいを持った人たちが、どのような家庭サービス、すなわちグループホームは家庭ですので、どのような施設、サービスが必要とされているのかを障がいを持った方の立場に立ち、その提案を団体自らしていただきたい。その努力の支援は、私どもは惜しまないと考えておりますので、すべての人がこの町で生まれ、この町で生活ができることが、私のマニフェストの柱でございますので、引き続き、その考え方に基づいて努力をしていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） ただいま、町長が言われた「訓子府福祉友の会」の会員の方か

らもお話を伺いました。平成9年に設立して14年になるということで、親も子どもも介護しており、どんどん自分たちも年をとり、自分たちが介護される立場になった時に、この子をどうしたらいいのかということです。やはり近くにそのような施設が本当に少ないことで切実な訴えを聞いてまいりました。それで今現在、訓子府の精神、身体及びその障がいを持っている方々が、現実にどのような施設にどれぐらい入っているのか、その実態はわかりますか。

それともう一つ、今、心的に障がいを持ち、うつなどもそうですが、なかなか社会に溶け込めずひきこもっている方も全国にはたくさんいますが、訓子府の実態はどうか。その2点をお願いします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 施設入所の実態ということでございますが、施設ごとの内訳は、手持ちにはございませんが、例えば、グループホーム、ケアホームなどの部分でいけば、3障がい合わせてちょうど10人の方が入所をされておりますし、いわゆる施設の部分でいけば15名の方、あと居宅が9名、訪問介護を受けている方が1名、それから一番多いのが児童デイサービスで20名の方、あと就労支援やそのような方たちが、サービスだけで言えば現在82名の方が受けています。ただ、先ほどの答弁で福祉サービス利用人数70名と申し上げましたが、この82と70の差は、例えば、児童デイサービスや就労支援B「たんぽぽ」などはそうなのですが、このサービスは、程度区分認定を受けなくてもサービスを受けられることがあるのですから、そこら辺の違いが少しあります。70というのは、あくまでも程度区分を受け、サービスを使っている方とご理解いただければと思います。

それから、ひきこもりの部分なのですが、このように社会と関われない方がいることは正直言いまして、表に出てこない部分でいけば非常に把握がしにくいことで、実質何人ぐらいの方が訓子府にいるのかは、はっきり言ってわからないので、ただ、何名かは把握をしておりますが、そこをなかなかつなげていくのは、非常に難しいというのが実態でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 確かに、私も自分の頭の中で、この法律をどのように解釈しようとして自分は直接その支援を受けていない訳ですから、限界があるのです。それで、障がいを持っている人の話を聞くのが一番なのですが、受話器の前で何度も何度もためらって、やはりかけられないのが実態だと思います。私が存じ上げている障がいを持っている方というのも限られていますし、議員の立場でお話を伺うことができるのかいろいろ考えると本当にデリケートな部分がたくさんありますので難しいのは、職員も同じだと思います。ただ、職員の方は、障がいを持っている人たちにとっては、唯一仕事として、相談にのってくれたり、支援の方法を教えてくれたりする一番身近な相談者である訳ですから、例えば、相談窓口を置いてあるだけではなく、その方たちがここへ来てと言っても来ないと思うのです。いつも言っているように、この小さな町で把握しづらいとは言えど、ある程度わかる状況の中で個別的にやはり訪問や、電話をしたりして、その現状がどんどん変わっていきます。年をとっていくことや、孤立化していくことを含め、変わっていきますので、親身な相談にのってあげてほしいと思います。これからの特別な施策では

なく、お話を伺ったお母さんも言っていました、新しいことを私たちは望んでいるのではない。ずっと継続してやってくれることの支援がほしいのです。これはもう介護の場合もそうですが、日々介護している人にとっては、切実な思いではないかと思えます。その辺の今後の考え方について伺いたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 今、言われたことはまったくそのとおりでございまして、窓口を置いておけば勝手に相談に来いというような話ではなく、そこのところは十分に理解をしておりますし、実際、気になるところには電話や訪問をしたりすることの対応をさせていただいております。役場の福祉保健課の職員、まして保健師などは、正直言って、手が回らない部分もございまして、障がい者の相談員という方が、知事から委嘱された方もいますし、身体障がい者の相談員は、緑丘の武田和伸さん、それから精神のほうの相談員は、きらきら本舗の後藤理事長で、いろいろとご協力をいただいておりますし、その部分でいけば、我々の手が回らない部分をきらきら本舗などが非常に力を入れ、協力をいただいていることで、非常にありがたく思っているところでございます。

それと把握できないと先ほど言いましたのは、障がい者の部分で、障がい者も100%把握できているかどうかは、少し疑問の部分もありますが、先ほど申しましたのは、障がい者ではなくてひきこもりの部分です。表に出てこない部分で非常に難しいというところをさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 障がい者の相談は、例えば、障がいを持っていない人に限られないと思えます。例えば、車いすで日常生活している方でも十分、逆に障がい者の気持ちわかりますから、その方が例えば相談にのることや、障がい者の人も支援するほうにまわる立場をとれる方がたくさんいますので、少し観点を変えながら、やはり気持ちをわかってくれる人を多く養成することも必要と思いました。

まだまだこの問題に、一度とりかかりますと本当に頭が痛くなるぐらいの問題で、とても深く広く複雑です。やはり、みんな一人で自立できることが最終目標になっていきますが、自立したくてもできない人たちが必ずいることを認識した上で、どのような支援がこれから絶対必要なことなので、法律に沿って仕事をするのが、皆さんの仕事ですので、その中でやはりこれではいけないということをやはり上のほうに訴えていくことも大切なことと思えます。もし町長が、最後に何か今後の私たちの町の障がい者福祉に関しての思いがありましたら、それを最後にこの質問を終わりたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 地域の中で障害者手帳を持っておられる方や、それから役場の保健師等に相談をされている方の現状は、より現実的な対応を適切で丁寧にしていかなければならないと思えます。それから、例えば、重度の障がいを持った方たちが全道の各20何カ所か30カ所近い施設におられます。これは施設の職員との連携を密にしながら状況を把握し、もし、親権者がお亡くなりになっても、そのままその場所にいられるような状況に、当然していかなければならないと思えます。今一番、手ごわいのは、心の病のことです。私が知る限りでも相当の人数が自宅で生活していることは認識しております。そのことが実は、気軽なボランティアではできない。これは非常に責任が伴います。そして何

よりも家族の理解も含め、行っていかなければならない。その点でメンタルな問題をたくさん持っています。1つは、やはりその点でいくと誰でも相談しやすい状況をきちんと作り上げていく。状況によっては、障がいを持った方たちが、その相談員になってくれることも含め、細かな検討をしていかなければならないと思っています。例えば、一例で言うと交通事故で車いすの生活をされている方については、過去に実際の生活をしている方をぜひ相談にのってほしいことや普通に会える方たちについても、適切なアドバイスをしたり、相談にのったりできるのですが、今一番厳しいのは、心の病の状況をどのようにして地域と一緒に、生活したり支援していくことが頭を悩めている1つであることをご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 2つ目の質問に移ります。教育長にお伺いします。

今後の公民館のあり方と社会教育の充実について。

「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と1949年、社会教育法第20条に規定されています。このように私たちの町の公民館も今や住民にとってはなくてはならない活動の場であり、憩いの場でもあります。

さて、これからの人口減少や少子高齢化社会に対応する時に公民館の存在価値やそこで行われる社会教育がますます重要になるとわれ、今後の事業の進め方や活用のあり方に対する教育長の考えを伺います。

1つ目、今後、より多くの町民が利活用するためには、どのような計画や施設整備が必要と考えますか。

2つ目、今後の町民に向けた社会教育の充実を具体的にどのようにしたいと考えていますか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 「今後の公民館のあり方と社会教育の充実について」2点にわたってお尋ねのありましたことにつきまして、お答えさせていただきます。

本町の公民館は、社会教育の推進の中心的機関として昭和26年に設置されて以来、約60年の永きわたり町民のコミュニティや憩い、文化活動の場として歩んでまいりました。

また、地域の課題や生活の課題を解決するための学習の場としての役割、さらに、まちづくりにおける人づくりの場として、各社会教育関係団体への支援やまちづくりについての学習活動を展開してまいりました。

昨今、少子高齢化、さらにグローバル経済などの中で社会は大きな変化を迎えており、地域だけでこれらの課題に対応することは困難ではありますが、こうした状況のもと、地域の現状や課題をよく把握し、地域づくりをいかに実践していくかが自治体の大きな課題と考えております。さらに、住民一人ひとりが元気にいききと暮らし、活動し、主体的にまちづくりにかかわっていくことが、まち全体の元気につながっていくと考えておりますが、公民館はまちづくりを学ぶ場、さまざまな学習や文化活動などを実践する場、仲間づくりや人の輪をつくる場だと考えております。これらの活動を支援していくことが一番大事なことであり、今後もより一層努力していきたいと考えております。

そこで、1点目の「今後、より多くの町民が利活用するためには、どのような計画や施設整備が必要か」とのお尋ねでございますが、現在の「公民館」は昭和57年11月にオープンして以来、多くの文化活動団体やサークルなどの利用、さらにさまざまな学習会や研修会、各種会議などにより、年間約6万人、1日平均約190人の方々に利用されている状況にあります。

本町の「公民館」の特徴ですが、1つ目としまして「団体・サークル」の利用が今述べたように多いことにあります。また、定期的に利用している団体は40以上、不定期利用を含めると約60団体にわたります。

2つ目としましては、さまざまな団体・サークルの発表の場として「公民館ロビー開放事業」を実施しているところであります。これは、町民の芸術・文化・学習活動の発表の場として、公民館のロビーを有効に活用していただいております。現在、公民館ロビーでは一般町民の方が参加できる訓子府町を題材とした「町民写真展」を行っているところでございます。

現在の公民館は、オープンして28年が経過しましたが、近年は高齢社会に対応して、トイレの洋式化や手すりの設置などの施設整備を図ってきたところです。公民館は、日頃から町民の皆様からの要望を聞いて運営を行っているところでございますが「公民館利用者懇談会」や公民館運営審議会を統合した「社会教育委員会」では、現在のところ、大きな要望やご指摘はいただいておりますが、今後も、公民館を一人でも多くの方に利用していただけるように、町民の方からのご意見などを十分いただきながら、施設整備の展開を進めていかなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目のお尋ねのありました「今後の町民に向けた社会教育の充実を具体的にどのように考えているのか」についてでございます。

町民の皆様が自由でさまざまな学びや活動を支援するのはもちろん、町民の皆様が実践している活動をお互い発表し学びあう事業もこれからも展開していきたいと考えております。

例えば、昨年度実施した「生きがいと地域力パワーアップ講座」での「おばあちゃんの知恵袋サークル」の活動や町内会でのふれあい交流事業や防災図上訓練、スクールサポーター事業などの実践発表を学びあうことが、地域でのさまざまな実践活動を広め深めることにつながっていくと考えております。

さらに、昨年度から実施しているスクールサポーター事業「学校支援地域本部事業」においても、地域の方が積極的に学校支援活動に参加することで、子どもたちとの交流もでき、これまで培われてきた知識や経験を活かす場が広がりを見せているほか、生きがいづくりなどにもつながり、生涯学習の推進にもつながっているところでございます。

公民館は、生涯学習の中核的施設であります。今後とも、町民の皆様が自主的な学習・文化活動を支援するとともに、地方分権時代を迎え、地域課題や生活課題を解決するための学習活動と町民の皆様が自治の力を高めていくような自主的な学習活動を今まで以上に充実していきたいと考えております。

以上、考え方の一端を述べさせていただきましたので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 公民館の利用に関しての状況を私も調べてもらいました。本当に不思議なことに平成17年から21年まで、先ほど教育長が言われたように1日平均が大体180人から190人、本当に数字が変わらないということです。中に団体や個人の出入りはありますが、どのような人が利用しているかはわかりませんが、ある意味、大体利用している人は限られていると逆の見方をすればそのように私は思いました。今回のこの公民館の質問と最初の障がい者の支援について、実は、私の中ではつながっているのです。やはり人間は「動」が主体的な人と「静」の人とその他にもいろいろな人間がいると思うのですが、主によく動く人、自分で自主的に動ける人は、やはり公民館活動なりにも積極的にでかけていくと思いますし、それは障がいがある、なし、男女に関わらず、公民館を活発に利用していると思います。それに比べて、やはり「静」の人、または、家族的に例えば孤立している人などは、どちらかということこんなことはあまりはっきりは言えませんが、活動的でない方にとっては、公民館は、どのようなものかと考えた時に、先ほど教育長が最初に言われましたように、より一人でも多くの利用者と考えた時、一人で暮らしている人、障がいがあってなかなか町に出られない人もぷらっと出て、そこに行くことで、話し相手ができたり、仲間をつくることなどの活動もできると思います。公民館は、公民館法に守られているからできないものかとの疑問からいろいろ調べたのですが、将来的に、今はそれでいいとしても、孤立化する人間関係をつなぐ役割として、町民個々が不特定に寄り合うことでコミュニケーションを図るような場所づくりができないのか。皆が、いつでも気軽に立ち寄れる空間づくりができないかということで、教育長がご存じかどうかだけのお答えでよろしいのですが、まんが文庫のきつねの窓は、ご存じでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 残念ながら知りません。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 隣町の置戸町の秋田小学校が廃校になったあとに元秋田小学校それから勝山小学校の職員であった方が、とてもまんがが好きで、たくさんのまんがの本を持っており、秋田小学校が、廃校になったあとも町民にいろいろな趣味やサークルに当分の間、自由に使ってくださいとのことで貸しているのですが、その方が2階の職員室を使い、そこにあるたくさんの棚に自分の持っているまんがの本をきれいに並べています。なぜ、きつねの窓と言うのかは、2階の窓からきつねの姿が見えるので、きつねの窓ということです。それが道新に載っていた時に、おもしろいと思って、毎週日曜日の午後からだけやっているので行ってきたのですが、まんがですからそれぞれが好きなものを読みふけており、しーんとしています。図書室とまた違った雰囲気がありました。私は10分か15分くらいしか居なかったのですが、その中でその職員だった方が子どもに話かけたりしていました。それから少したった時、戸が開いて、留辺蘂の男の人がいっぱい紙袋を持ってきました。この方は、新聞で見たと言って、うちにたくさんまんがの本があったので、よかったら使ってくださいと寄贈していきました。これはおもしろいと思いました。訓子府の図書館は、どちらかということ子どもたちがそこで本を読むことや親御さんと待ち合わせの場に利用したり、少しにぎやかな部分もありますが、町民皆が黙認しているところもありますので、ほかに施設を建てるのがこの財政難では絶対無理なので、あの施設をより幅広く利用できないかと考えた場合に公民館を町民のお茶の間、ホームルームにで

きないかなと思いました。貸出をするのではなくて、そこに行き、ぷらっと子どもでも大人でも皆が何か少しできる空間づくりができないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） きつねの窓という名前は知りませんでしたが、今ご紹介あったコミュニティの場ができたという話は承知しておりました。今、きつねの窓を例に出され新しいふれあいの場、新しい施設をつくらなくても既存の施設を利用しながら、多くの町民の皆さんがふれあえる、交流できる場として、実に示唆にとんだご提案があり、今、私もなるほどと思って聞いておりました。公民館法は決して法律ではありますが、今、議員が例に出され示されたようなことを否定するものではないと思います。むしろ、多くの方々がそこでふれあい、交流し情報交換をして、学び合って自分を高め生涯を豊かにしながら、まちづくり、人づくりすることにおいては、まったく否定するものでもないし、ロビーの開放なども似たような観点から、お金もかからないし、ある空間を多くの個人、団体の方に利用してもらい、またそこで発信をしたり、情報交換できることは、全く同じ発想です。今のきつねの窓を例に出されましたが、その視点は決して公民館のあり方としては、間違ったものでもないし、非常に勉強になったと思い、今聞かせていただきました。いずれにしましても、公民館、社会教育活動につきましては、利用者の固定化のご指摘もありましたが、確かにマンネリ化していることも指摘されているのです。これはうちの公民館だけではありません。どこの公民館でも長い間に固まってきてしまったことです。一方では、実績でもあり、一方では、やはりちょっと固定化の点で課題ではありますので、今、ご示唆いただいたことも含め、公民館のあり方について、今、見直しをスタッフに指示をしていますし、私も認識を持っておりますので、鋭意検討していきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） それから、社会教育の面ですが、よくいろいろなところから偉い先生が来て、講演会などを今までも公民館で行っていましたが、もっと小さい単位で、この町にも先ほどの福祉団体や長い間、福祉について、皆で活動してきた方、障がいを持っている方をもっと理解するためにも、例えば、車いす乗っている方が、車いすに乗っている側から見た訓子府町をテーマにして、小さな座談会を和室で行うことなど、もう5人でも6人でもいいので、皆が1つのテーマを理解しあったり、自分の意見を述べることを日常的に行うことで、例えば、町長が先だつてまちづくり推進委員なども今、各町内会、実践会で誰を推薦したらいいのか皆頭を悩めています。やはり、自分の意見を言う場を少しずつつくっていくことで、逆に人材が育成されることもあり得ると思うのです。あと障がい者のためのサポーター育成、認知症のサポーターなども行われていたましたが、例えば、聴覚障害をもっている方の手話の育成、以前はやられていたと聞いていますが、そのようなことも今後、力を入れていくことも考えていただきたいと思います。これは先だつて上勝町で私たち議員8人が勉強させてもらった中で、町民の居場所と出番、役割をつくる。これを上勝町では、福祉産業として、利益につながることに役立てましたが、全てがどうではなく、町長が先ほど言われたノーマライゼーションとして、皆でお互いを認め合いながら、理想的な社会をつくっていく意味では、これが一人ひとりが、足が不自由なAさんでも、やはり人格はきちんと持っている訳ですから、それが歩けといわれたら歩けないけれども、自分の出番があることによって、一人ひとりの役割を育てた

り、持ったりすることが重要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 質問を聞かせていただいて、実に幅広く、社会教育だけにとどまらず、福祉やまちづくり全体のことにも非常に関連する話だと思っております。

また、社会教育の役割も非常に広いと思います。往々にして今までは、教育委員会というのか、行政が、良かれと思いメニューをつくり、中央から先生と名の付く講師をお呼びしたりすることもあります。そのことによって、先進の事例など知らない知識もいろいろなことを聞かせていただき、目覚めることもあります。わりかし一過性になる弱味があると思います。問題はここに住んでいる住民の皆さん5千数百人が、いかに公民館や社会教育に参加し、自分たちが変わっていくことと思うのです。その点では、小さなグループで町民の皆さんの中にもいろいろな力や体験をお持ちの方は、私だけではなく、皆さんも存じ上げているところですので、そのような活動を今後も身近なところで進めていく必要があると思います。公民館活動というか、社会教育の中で、なぜ、スクールサポーター制度をうちの管理課が担当するのではなく、社会教育課が担当しているかは、今、議員がご指摘の狙いと大体オーバーラップすると思います。今回は、訓子府中学校で東町になるのか字穂波だけ東町になるのか、東町在住の方によって、車いす体験を子どもたちに総合学習の時間にしてもらい、議員がご指摘の方向と私たちが認識している方向は、ほぼ一緒だと思いますので、意を強くし今後も努力してまいりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 今後の活躍に期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の発言が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

明日も引き続き、一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしくお願ひいたします。

ご苦勞様でございました。

散会 午後 3時56分